



大紀町 第3次 総合計画

光と水と緑が輝き 笑顔をつくるまち たいき

令和6年3月
大紀町

ごあいさつ

～第3次大紀町総合計画の策定に当たって～



このたび、大紀町のまちの将来像「光と水と緑が輝き 笑顔をつくるまち たいき」の実現を目指すべく、まちづくりの3つの基本視点である、「安全・安心」「次世代につなぐ」「みんなで創る」を踏まえた施策・事業の展開を図り、中期的なまちづくりに関する政策を体系的にまとめた「第3次大紀町総合計画」を策定いたしました。

本町は、平成26年度から令和5年度まで「第2次大紀町総合計画」に基づき、近い将来おこると予想されている南海トラフを震源とする連動型巨大地震やそのほかの自然災害に対して、1人の犠牲者もださないための対策、将来を託す子どもたちを安心して育てられる環境づくり、そして先人を敬いみんなが幸せを感じるまちづくりのため、積極的な施策推進を図ってまいりました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、働き方や生活に対する考え方・価値観も大きく変化しています。「第3次大紀町総合計画」では、このような変化に対応しながら、「第2次大紀町総合計画」で推進してきた考え方や取組を深化・充実させるとともに、豊かな自然環境を活かすべく「まちの魅力」を積極的に発信し、将来に渡って持続可能な自治体経営に取り組んでまいります。

まちづくりの主体である住民・地域・事業者・各種団体・行政で、まちの課題やその克服に向けた方向性を共有し、それぞれの役割と責任のもと、まちへの愛着・誇りを胸に協働のまちづくりを推進していき、引き続き計画の実現に向けて取り組み、「光と水と緑が輝き 笑顔をつくるまち たいき」を目指していくため、町民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました大紀町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

大紀町長 服部吉人

目次

序 論

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 計画の構成と計画期間	3
第4節 計画の評価と進行管理	4
第2章 大紀町の状況	5
第1節 大紀町の概要	5
第2節 人口等の動向	7
第3章 計画策定の背景	10
第1節 本町を取り巻く社会情勢	10
第2節 計画の評価と次期計画への思い	13
第3節 大紀町の特性等	15

基本構想

第1章 まちの将来像	21
第1節 まちづくりの基本的視点	21
第2節 まちの将来像	22
第2章 まちづくりの基本目標と施策の大綱	23
第1節 基本目標	23
第2節 施策の大綱	28

基本計画

各施策項目等の見方について	34
---------------------	----

第1章 基本目標1 豊かな自然と共生する安全・安心なまち	36
第1節 防災・消防	36
第2節 交通安全・防犯・消費者行政	38
第3節 環境保全・環境衛生	40

第2章 基本目標2 自然と調和した快適なまち	42
第1節 土地利用	42
第2節 道路・交通・漁港	44
第3節 住宅	46
第4節 水道	48
第5節 情報化	50
第3章 基本目標3 とともに支え合う健康・福祉のまち	52
第1節 子育て・児童福祉	52
第2節 健康づくり・医療	54
第3節 高齢者福祉	56
第4節 障がい者福祉	58
第5節 地域福祉	60
第6節 社会保障	62
第4章 基本目標4 次世代につなぐ教育・文化のまち	64
第1節 保育	64
第2節 学校教育	66
第3節 生涯学習・青少年健全育成	68
第4節 スポーツ	70
第5節 文化・芸術	72
第5章 基本目標5 人の活力を生む産業のまち	74
第1節 農業	74
第2節 林業	76
第3節 水産業	78
第4節 商工業	80
第5節 観光	82
第6節 雇用・就労	84
第6章 基本目標6 みんなで創る参画と協働のまち	86
第1節 協働のまちづくり	86
第2節 コミュニティ活動	88
第3節 人権・男女共同参画	90
第4節 交流、移住・定住	92
第5節 行財政経営	94

資料編

第1	総合計画策定の経過.....	99
第2	大紀町総合計画審議会条例.....	103
第3	総合計画審議会委員名簿	105
第4	用語解説.....	106

序 論

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 大紀町の状況
- 第3章 計画策定の背景

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

計画策定の目的

本町は、「人の命は何よりも大事 子供は町の宝 お年寄りには町の誇り」をまちの将来像に掲げ、「住民一人ひとりが主役のまち」、「人の命を、何よりも大事にするまち」、「子供は町の宝、お年寄りには町の誇り」の3つを基本目標として、平成26年度からの10年間のまちづくりを進めてきました。

しかし、公共施設やインフラの老朽化、少子高齢化による地域の疲弊など町の活動全体に関わる問題や、減少傾向が続いている町の人口については、近年においては加速度的に進行し、平成2年からの30年間で4,765人が減少し、令和2年の国勢調査では7,815人となっており、人口減少を起因とする様々な問題が発生しつつあります。

また、第2次総合計画を策定してから10年が経過し、全国的な社会の潮流を鑑みると、一層の進行が見込まれる人口減少・少子高齢社会やICTの急速な進化によるライフスタイルの変化や、地震や津波、甚大化する豪雨や土砂災害など自然災害に対する国土強靱化への意識の高まりなど、本町を取り巻く情勢が変化してきています。

そこで、これまで進めてきたまちづくりの取組状況について、庁内の検証などにより、施策の方向性などを見つめ直すとともに、第2次総合計画を踏まえつつ、施策の効果がより実感できるまちにする必要があります。

本町では、まちづくりの主体である住民・地域・事業者・各種団体・行政などが、まちの課題やその克服に向けた方向性を共有し、それぞれの役割と責任のもと、まちへの愛着・誇りを胸に協働のまちづくりを推進していきます。

そして、次代の社会の基盤を築き、子どもたち、孫たちへとつないでいくとともに、本町の「心ゆたかな暮らし（Well-being）」を実現していくための基本目標を示す指針として、ここに「第3次大紀町総合計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画の性格と役割

「総合計画」は、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、大紀町の将来像実現のために、計画期間に応じた財政の見通しを踏まえ、持続可能な行財政運営の実現を図るための指針となるものです。

本計画は、そうした町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を果たすものです。

●役割1 住民参画のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

●役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

●役割3 広域行政に対する連携の基礎

町としての自主性を確保しつつ、国や県の政策との調整や周辺市町との連携によってまちづくりを広域的に推進していくための基礎となるものです。

第3節 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成され、内容と期間については、以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像とそれを実現するための基本施策の方向性などを示すものであり、令和6（2024）年度を初年度とし、令和15（2033）年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策の方向性を各分野にわたって定めています。

計画期間は、前期の目標年次を令和10年度、後期の目標年次を令和15年度とし、適切な進行管理と状況に応じた施策展開を図っていきますが、急激な社会情勢の変化があった場合には、その時点で見直しを図ることとします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策の方向性に基づく具体的な事務事業を明らかにするものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、毎年度の予算編成の指針とします。実施計画の期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直しを行います。

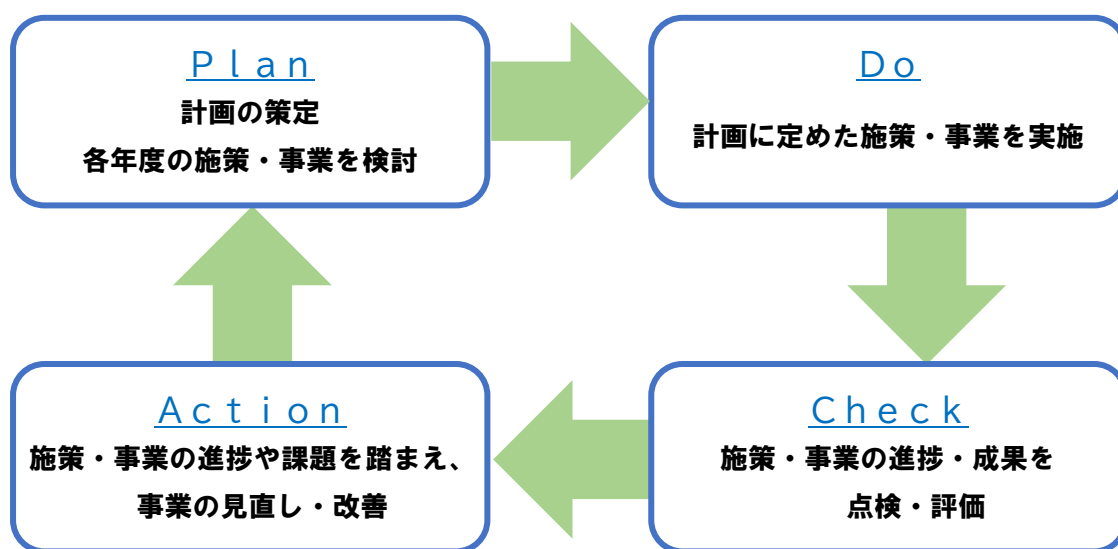
【計画の構成と計画期間】

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
基本構想	基本構想 10年間（令和6～令和15年度）									
基本計画	前期基本計画 5年間（令和6～令和10年度）					後期基本計画 5年間（令和11～令和15年度）				
実施計画	実施計画【実施計画の期間は3年間】									

第4節 計画の評価と進行管理

本計画は、本町を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、適切な計画の実行を確保するために、具体的な施策に係る達成度などを検証・評価するシステムを確立し、PDCAマネジメントサイクルによる進行管理に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ】



第2章 大紀町の状況

第1節 大紀町の概要

1 位置・地勢

本町は、三重県の中央南部に位置し、北部及び西部は一級河川の宮川を隔て多気郡大台町に接し、東部及び西部は急峻な紀伊山脈の分水嶺を境として、東は度会郡度会町及び南伊勢町に、南部は雄大な熊野灘を望みつつ北牟婁郡紀北町と接しています。

町の約9割を山林が占めており、地形は全般に急峻で、町内を流れる一級河川の宮川、大内山川、藤川沿いの民家と耕地が散在する農山村部と、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部とに分かれた典型的な農山漁村地域となっています。

2 気候

本町の気候は、大台山系に囲まれた地域のため、冬季は乾燥していますが、夏季の降水量は250mmから300mm程度、年間降水量も2,670mmとなり全国屈指の多雨地帯として知られています。平均気温は、16.1℃と比較的温暖な地域となっています。

【月別の降水量、気温の状況】

月	降水量 (mm)	気温 (°C)		
	合計	日平均	最高	最低
1	70.9	6.2	11.3	1.3
2	80.0	6.9	12.2	1.8
3	164.3	9.8	15.2	4.4
4	207.3	14.3	19.7	8.9
5	253.4	18.3	23.2	13.5
6	312.9	21.6	25.8	18.0
7	273.6	25.5	29.6	22.1
8	262.2	26.5	30.9	23.0
9	474.0	23.7	28.2	20.1
10	333.8	18.7	23.6	14.5
11	147.8	13.3	18.8	8.4
12	90.2	8.3	13.7	3.3
年	2670.2	16.1	21.0	11.6

資料：気象庁 平成3年から令和2年の30年間の年平均値（観測地点：紀伊長島）

3 道路・交通

本町の道路・交通網は、ほぼ南北に一般国道42号が縦貫し、海岸線を一般国道260号が錦地区を縦断し志摩市より北牟婁郡紀北町へと続いています。

また、近畿自動車道紀勢線が開通し、平成21年2月には紀勢大内山インターチェンジが開設されたことにより、名古屋や京阪神の大都市圏から100km圏内となり、生活道路や産業用道路として、また、東紀州の玄関口としての観光用道路として活用されています。

公共交通機関は、JR紀勢本線がほぼ南北に縦貫し、町内に4駅が設置されており、通勤・通学の移動手段としての役割を果たしています。また、三重交通南紀特急バスが運行されており、町内外への生活交通手段としての利便性が図られています。

4 町の歴史

本町の歴史は、往古、藩政時代には、現在の旧大宮町の一部である内宮神領域を除いて紀州藩に属しており、明治元年7月に度会府となり、明治4年の廃藩置県により度会県となりました。そして、明治22年の町村制施行とともに三重県に編入し、昭和の大合併により2町1村（大宮町、紀勢町、大内山村）となりました。

さらに、平成17年2月14日の2町1村の合併により、現在の大紀町となっています。



第2節 人口等の動向

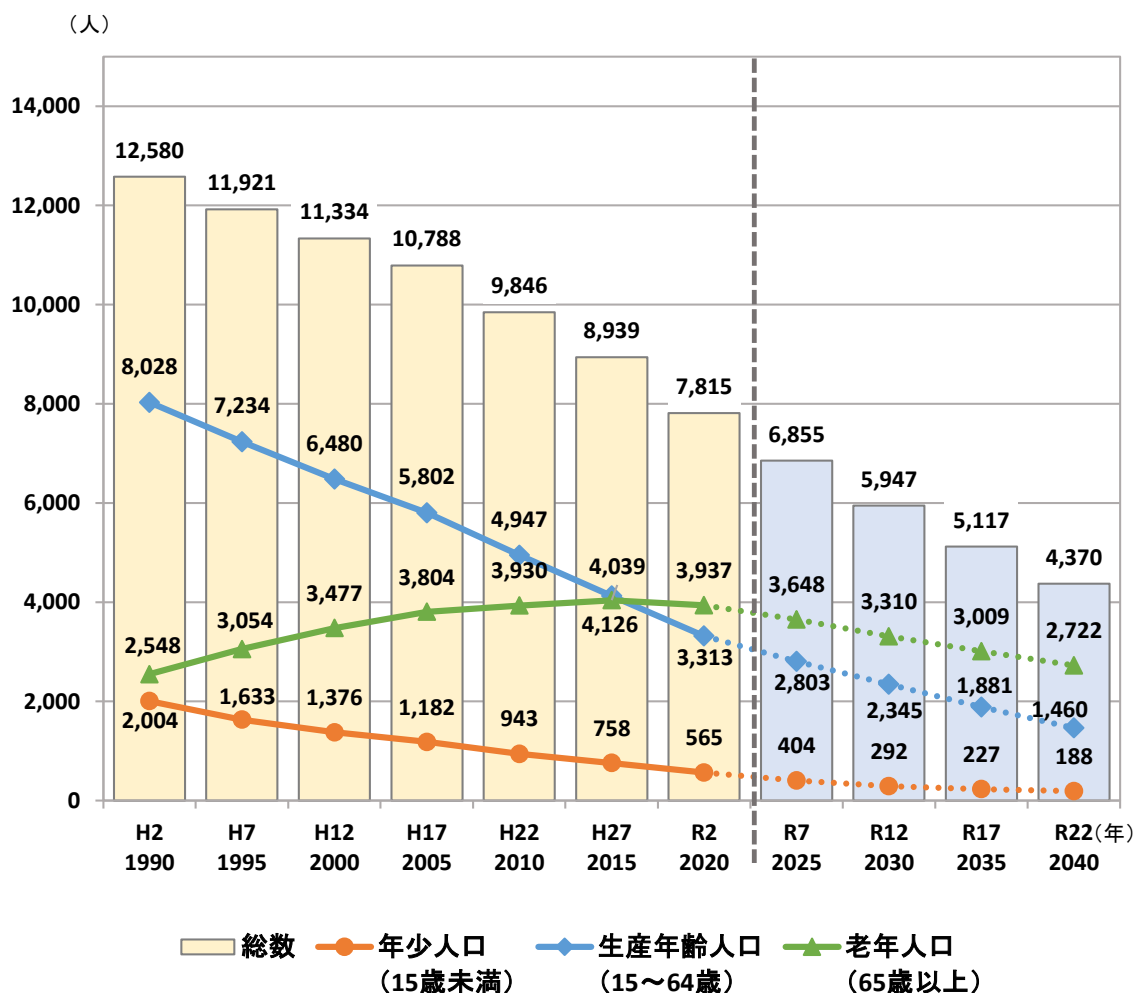
1 総人口の推移

(1) 総人口の推移と将来予測

本町の総人口は、減少の一途となっており、令和2年の国勢調査では7,815人となり、平成2年からの30年間で4,765人の減少となっています。

また、年齢3区分別の推移では、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳から64歳）は、減少傾向で推移しています。老年人口（65歳以上）は一貫して増加で推移してきましたが、令和2年では減少に転じています。令和2年ではすべての年齢区分で減少となり、老年人口が生産年齢人口を上回り、高齢化が進んでいる状況といえます。

【総人口及び年齢3区分の動向】



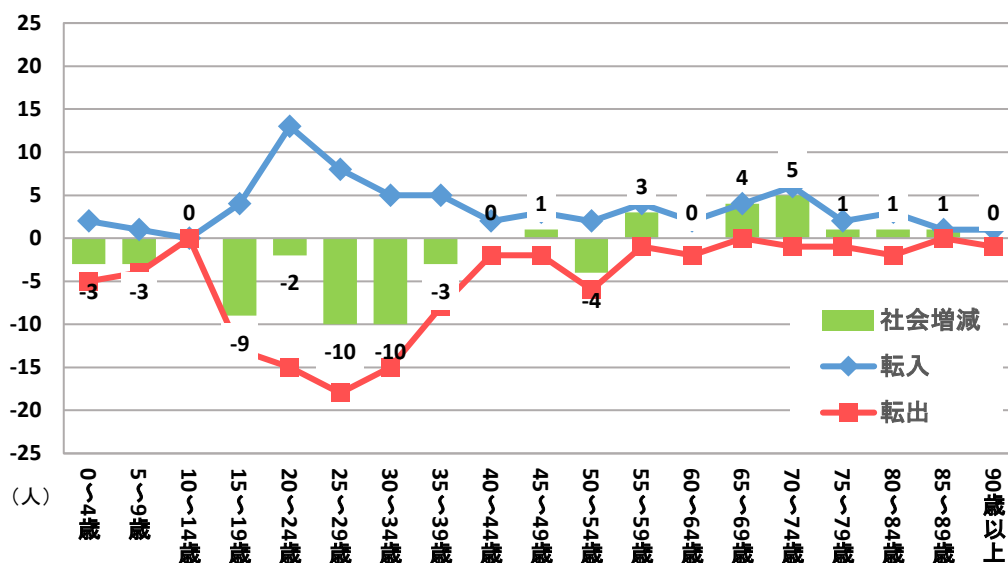
出典：「国勢調査」（平成2年～令和2年）

「国立社会保障・人口問題研究所推計値」（令和7年～令和22年）

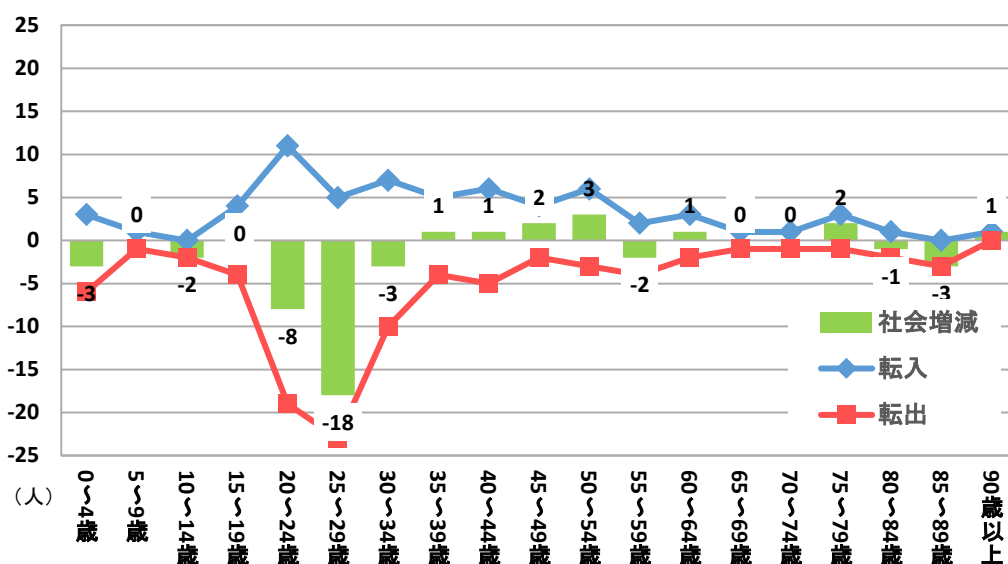
(2) 性別・年齢階級別の人口移動

本町の令和4年度における性別・年齢階級別の人口移動数を見てみると、男性は15歳から19歳、25歳から34歳で転出が多く、女性は20歳から34歳で転出が多くなっており、特に女性の25歳から29歳の転出が多い状況です。ただし、男女ともに20歳から24歳の転入も多くなっています。

【年齢階級別の人口移動の状況（男性）】



【年齢階級別の人口移動の状況（女性）】



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和4年度）

2 将来人口の見込み

本町の総人口の将来予測については、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、減少で推移し、本計画の最終年度（令和15（2033）年）に近い令和17（2035）年には約5,100人になると推計しています。

しかしながら、本町の将来人口の見込みについては、「大紀町人口ビジョン」において、「【視点1】合計特殊出生率を2040年までに2.2とする」、「【視点2】2030年を目途に社会動態±0とする」、「【視点3】2030年の社会動態±0の達成に加え、年齢層を絞った流出防止・流入促進」と3つの視点を踏まえて、地域一体となった取組を進めていくことで、人口減少を抑制し、年少人口の増加と老年人口割合の抑制を図り、バランスのとれた人口構成を目指しています。

人口ビジョンでは、本計画年度の最終年（令和15（2033）年度）に近い令和17（2035）年の総人口は7,300人程度を目指しています。



第3章 計画策定の背景

第1節 本町を取り巻く社会情勢

1 人口減少と少子高齢化への対応と地方創生の深化

我が国の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査によると1億2,615万人となり、平成27（2015）年調査（1億2,709万人）より約100万人減少し、社人研によると、2045年の1億880万人を経て、2056年には1億人を割って9,965万人、2070年には8,700万人になるものと推計されています。

年齢階層別に見ると、年少人口（0～14歳）では1,503万人となり、その後も減少が続き、2053年には1,000万人を割ると推計され、生産年齢人口（15～64歳）は7,509万人となり、年少人口と同様に減り続け、2062年には5,000万人を割ると推計されています。一方で65歳以上の老年人口では3,603万人となり、2032年には3,704万人へと増加し、その後は増加の速度が上がり、第二次ベビーブーム世代（昭和46（1971）年～昭和49（1974）年生まれ）が65歳以上人口に入った後の2043年に3,953万人でピークを迎えた後は減少に転じ、2070年には3,367万人となると推計されています。

このような類を見ない人口減少・少子高齢化の到来は、特に年金・医療などの社会保障制度の主たる受益者である75歳以上人口が増加すると想定される中で、地域体制の安定・成長を大きく損なうとともに、社会保障制度の揺らぎを招くなど、多岐にわたる面であつて直面したことの深い深刻な問題・課題を引き起こすことが懸念されます。

また、現状では、依然として東京圏への人口一極集中が続いており、地方都市における人口減少の拡大や農山漁村地域での過疎化や集落消滅のおそれなども生じている中、国は地方とともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」から姿を変えた「デジタル田園都市国家総合戦略」により、デジタルの力を活用した総力を挙げた地方創生・人口減少対策への取組を一層加速させています。

2 ICTやAIなど先進技術導入による「超スマート社会」の到来

情報・通信技術の進化は、コンピュータが自ら学習し判断能力を習得するAI（人工知能）や、身の周りの様々なモノがインターネットにつながるIoTなどの先進技術が次々と実用化され、日常生活や経済等に大きな変化を与えており、私たちの暮らしや働き方の選択の多様化や、様々な分野に対する大幅な効率化などをもたらすことが期待されています。

国においては、これら先進情報技術の活用による生産性向上と人口減少に伴う社会課題を目指す「Society5.0」の実現を掲げており、近年は自治体においても、これらの影響を受けた「スマートシティ」の構想や「DX」の導入による、行政システム等の効率化の動きが進んでいます。

3 安全・安心な暮らしに向けた大規模災害への対応

平成23（2011）年の東日本大震災の発生以降、平成28（2016）年の熊本地震、平成30（2018）年の北海道胆振東部地震など大規模地震が続き、令和6（2024）年には能登半島地震により大規模な被害が発生しました。本町にとっては、南海トラフを震源とする巨大地震の発生確率が30年以内に70～80%となる中、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。

また、近年は、特に想定外の台風や豪雨災害が頻発し、自然災害の増加・激甚化が進行する中、住み慣れた土地で安心して生活を営み続け、人命を守るためにも、これまで以上に計画的な防災・減災対策を講じる必要性和、行政機能の維持や地域コミュニティによる助け合い、正確な情報周知などによる被害の最小化や迅速な都市機能などの回復が図られるよう災害に強いまちづくりが求められています。

4 誰もが生涯活躍できる社会の実現

我が国では高齢化がさらに進み、「人生100年時代」を迎えることが予測されており、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まり、生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になってきています。

多様な働き方の実現による生産性向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性や高齢者などが働きやすい環境の整備などを進めていく必要があります。

5 地域共生社会の実現

人口減少・少子高齢化が進む中、地域コミュニティの再構築の必要性が高まっており、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現が求められており、社会的孤立防止、交流や支え合い活動のできる地域づくり、担い手づくりに向けて、包括的支援体制の構築と地域コミュニティの活性化などによる地域力の強化を進めていくことが必要となっています。

6 環境・エネルギー問題と脱炭素社会に向けた取組

温室効果ガスの排出等による温暖化が世界共通の問題となる中、近年ではその影響による気象災害が増加し、迅速な対応が必要とされています。

温暖化をはじめとした環境問題に対し日本では、2050（令和32）年までに日本の温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を宣言しており、その達成に向けては、さらなる再生可能エネルギーの導入促進や電気自動車等の普及に加え、新たな革新的イノベーションと、その実用化が重要であるとされています。

7 住み続けられるまちの実現（SDGs・エスディージーズ）

平成27（2015）年9月の国連サミットで、令和12（2030）年に向けて、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGsの各目標は、地方創生や強靱かつ環境にやさしい魅力ある地域づくりの柱となるほか、経済・社会・環境の統合的な向上のための担い手として次世代・女性活躍への期待、教育や保健分野での取組も欠かせません。

近年は、日本においてもSDGs推進の動きが本格化し、自らSDGsへの取組を掲げる企業や、自治体としてSDGsの推進に取り組むなど持続可能なまちづくりが求められています。

8 行政課題の広域化・多様化

地方分権の進展により、基礎自治体としての市町村の役割や権限が拡大しており、各市町村が自主・自立しながら結びつきを深め、圏域全体の個性や魅力、活力を育んでいくことが期待されています。

一方、行政のみでは対応が困難な地域課題が増加しており、行政、住民、企業や非営利団体（NPO）等が、それぞれの立場から公的な役割を果たす機会が増えており、各機関同士との連携がより一層求められています。

第2節 計画の評価と次期計画への思い

1 第2次総合計画の評価

本計画の策定にあたって、第2次総合計画（平成26年度～令和5年度）に掲げられた基本目標ごとの基本施策について評価シートを作成し、担当課により点検・評価しました。

38施策のうち、ほぼ達成済のA評価に分類される施策が6施策（15.8%）、B評価に分類される施策が28施策（73.7%）となっており、計画で掲げた主要な施策・事業が概ね順調に進捗していることがうかがえます。ただし、達成状況が50%未満のC評価が4施策（10.5%）あることから、それぞれの施策においては、取組の評価・検証から、今後の課題や改善への方向性を検討し、より充実した取組を図るものとします。

また、第2次総合計画に掲げた施策について、次期計画における方向性は、「拡充」が18施策（47.4%）、「継続（現状維持）」が16施策（42.1%）、「効率化・統合」が4施策（10.5%）となっており、全体としては、「効率化・統合」を図りつつ、施策内容を「拡充」することで、時代の変化に対応する方向性が見受けられます。

【達成状況の評価及び今後の方向性】

評価内容	達成状況	評価	基本 目標1	基本 目標2	基本 目標3	施策数	（割合）
施策をほぼ達成した	80～100%	A	2	4	0	6	15.8%
施策が順調に進められている	50～80%程度	B	10	4	14	28	73.7%
現在、施策の達成に向けて動いている （施策に着手し、動き始めている）	20～50%程度	C	1	0	3	4	10.5%
現在、ほとんど手をつけていない （施策に着手することができなかった）	20%未満	D	0	0	0	0	0.0%
計			13	8	17	38	100.0%

施策の今後の方向（次期計画の方針）	基本 目標1	基本 目標2	基本 目標3	施策数	（割合）
拡充	7	4	7	18	47.4%
継続（現状維持）	4	3	9	16	42.1%
効率化・統合	2	1	1	4	10.5%
休・廃止	0	0	0	0	0.0%
計	13	8	17	38	100.0%

2 次期計画への思い

計画の策定にあたって、大紀町役場の中堅職員により、未来の大紀町について「どのようなまちにしたいか」及び「将来ビジョン（キャッチフレーズ）」に関する意見・アイデアを考えてもらいました。

合計23名の職員により32の意見・アイデアが出されました。まちへの愛着や誇りについて、少子化や高齢化・人口減少への対策について、海・山・川といった自然や特産物などまちの強みを活かすこと、次世代を担う子どもたちへの教育や子育て環境のより一層の充実などの意見・アイデアが多く出されました。

今後は、各意見・アイデアの実現性や有効性、優先順位などを踏まえて、「選択と集中」の考えのもと各分野において施策・事業を展開していくものとします。



第3節 大紀町の特性等

1 まちづくりに生かす本町の特性

育まれてきた地域資源やこれまでのまちづくりの成果による地域特性は、まちづくりを進める上で最大限に活用すべき強みといえます。

本町らしいまちづくりに向けて活用すべき、代表的な特性を整理しました。

●特性1 山・海・川が織り成す自然が豊かなまち

本町は、町内のほぼ全域が奥伊勢宮川峡県立公園に指定されており、山・海・川が織り成す美しい自然の中で住民は生活を営んでいます。美しい緑・紅葉や花々、笠木溪谷の雄滝・雌滝、大内山川の大滝峡、雄大に広がる熊野灘など風光明媚な自然は、住民のこころの豊かさや支えとなっており、様々な分野の中で生かしていく必要があるものです。

●特性2 貴重な文化・歴史が刻まれているまち

縄文時代から遺されている樋ノ谷遺跡を代表とした遺跡、古来より先人たちが歩んだ巡礼の道で平成16年にユネスコ世界遺産に登録された「ツヅラト峠」や「荷坂峠」、錦地区の神武天皇の日向から大和への東征ルートの伝承、伊勢神宮内宮の別宮である瀧原宮をはじめとする神社仏閣など、先人たちが長い年月をかけて現代に受け継いできた文化や歴史が今も息づいているまちです。

●特性3 数多くの特産品と観光資源を有するまち

県下有数の水揚げ高を誇る「錦のブリ」をはじめとする海産物、高級和牛「松阪牛」として販売される「七保牛」、「大内山牛乳」で馴染みの深い酪農製品など本町の誇る特産品が数多く存在し、観光客の食を満たしています。また、「錦向井ヶ浜トロピカルガーデン」や大滝峡キャンプ場など自然と密着した施設とともに道の駅「奥伊勢木つつ木館」や阿曽湯の里 阿曽温泉など心癒される観光施設を有しており、町内の自然や歴史・文化と相まって本町の観光資源となっています。

●特性4 子育て家庭にやさしい制度がたくさんあるまち

子育ての不安や育児の様々な悩み相談ができる子育て支援センターが町内に2か所あり、また、町職員が出向いて保育園を利用していない地域の子どもの対象に交流の場を提供する「出前保育」が実施されているほか、様々な経済的支援が進められており、子育て家庭を積極的に応援しているまちとなっています。

2 まちづくりの主要課題

本計画の策定にあたり、本町を取り巻く社会情勢、第2次総合計画の評価・検証、トップインタビューや職員からの意見、まちの現状や特性等を踏まえて、本町の主要な課題を整理すると次のとおりとなります。

●課題1 人口減少、少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成2（1990）年からの30年間で4,765人減少し、令和2（2020）年の国勢調査では7,815人となり、一貫して減少し続けていますが、人口減少・少子高齢化のスピードを少しでも緩和・抑制し、これらの悪影響を回避・低減しつつ、人口減少に適応しながら、持続可能な地域社会を維持していくための基盤を固め、「心ゆたかな暮らし（Well-being）」を実現していく仕組みをいかに築いていくかが、重要な課題となります。

人口減少、少子化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口を減少させ、購買・消費力や扶助機能の低下等の問題も生じさせています。将来へつながる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境や、就学・就労機会、医療体制など基礎的な生活基盤を整備・充実し、産業や地域社会の担い手の確保に努め、人口減少、少子化の流れを少しでも緩和していくことが必要といえます。

また、高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築を中心に、移動や買物、見守り活動など、高齢者の在宅生活を支援する体制整備を進める必要があります。さらに、高齢者が仕事や地域活動など社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加を促進する必要があります。

●課題2 災害への対応

平成23（2011）年の東日本大震災、平成28年（2016）の熊本地震、平成30（2018）年の北海道胆振東部地震、令和6（2024）年の能登半島地震などの大規模な地震災害や局地的な集中豪雨が多発する中、今後も、災害の多発化、巨大化といった災害リスクが高まることが想定されており、特に南海トラフ巨大地震に伴う「錦地区」への津波対策など早急の対策が必要となっていますが、行政だけでの対応「公助」には限界が生じています。

自然災害への対応としては、住民一人ひとりが「自分（家族）の身は自分（家族）で守る」という考えに立ち、日常的に災害に対する備えや災害時の対応を行っていく「自助」の必要性、また、本町は高齢者のみの世帯をはじめ、避難行動に支援の必要な世帯が増加していることから、日頃からの地域での見守り活動や災害時の避難支援、声の掛け合いなど、地域が中心となった助け合いを進める「共助」の必要性が高まっています。

「自助」「共助」「公助」それぞれの防災対策を充実させるため、消防団や自主防災組織などとの相互の協力を図りながら、国・県との連携を強化するとともに、ハード・ソフトの両面から災害対応施策を展開し、町民・地域・団体・事業所・行政など、協働による災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

●課題3 産業の持続・活性化と就業機会の拡大

人口減少・少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少による労働力不足や地域活動の担い手不足が進行しており、町民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤として、産業の維持・活性化、町民の就業機会の拡大を図ることは大きな課題といえます。

このため、本町の特産品や地域資源を最大限に活かした産業の育成を図っていくとともに、子育てや介護を行いながらも、働き続けられる環境の整備等を図ることで、女性や若者、高齢者などの就労の促進が求められています。

●課題4 豊かな自然の保存と活用、生活の快適性の確保

本町の豊かな自然環境は、本町の暮らしや産業を支える貴重な財産となっており、次代へ引き継いでいくためにも、農地や森林などの適切な管理、環境美化、景観対策などにこれまで以上に取り組むとともに、それらの資源を活用していく必要があります。

また、人口減少が進む中で、生活の快適性の確保に向け、交通、医療、福祉、観光、教育、防災等の様々な分野で、地域が抱える課題を解決に導き、町民の暮らしをより豊かにするために、ICTの効果的な利活用が不可欠となっています。

●課題5 協働のまちづくりと地域コミュニティの強化

人口減少が進むことで、「地域の担い手（後継者）」の不足、「共助」の弱まりといった問題が表面化し、生活に必要な保育や教育、医療、買物、そして災害時の対応などの地域の機能の維持に努めつつ、実情に応じて効率的で持続可能な仕組みにしていくことが必要となっています。

今後は、誰もがまちづくりに参加しやすい環境づくりや参加のきっかけづくりなど町民と行政が協働する基盤づくりや連携の体制づくりを進めるとともに、各地域の個性を生かした地域コミュニティ機能の強化を図る必要があります。

●課題6 厳しい財政見通し等への対応

地方分権改革の進展、財政状況の深刻化の中で、これまでに整備された道路や学校等の公共施設は、近い将来、大規模な修繕や建替えの必要があり、厳しい財政状況下においても、安全を確保する観点を持ちつつ、適切に保全、有効活用していくとともに、学校などの公共施設の統廃合も視野に入れつつ、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進めていく必要があります。

また、必要な行政サービスを維持していくため、協働のまちづくりの取組をより一層推進するとともに、自治体としての基盤の強化と行財政運営の効率化、周辺自治体との連携などに取り組む必要があります。

人口減少が進行する中、コストダウンや事業縮小などの量的削減のみならず、「ヒト、モノ、カネ、情報等」の有効活用を徹底し、町民の満足度を高める質的充実への改革を推進していく必要があります。

基本構想

- 第1章 まちの将来像
- 第2章 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1章 まちの将来像

第1節 まちづくりの基本的視点

序論での整理を踏まえ、これからのまちづくりの基本的視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。



視点 1

「安全・安心」を基本に、 豊かな自然と調和した快適なまちづくり

暮らしの安全・安心を基本に、利便性と豊かな自然が調和した、誰もが快適で笑顔ですごせるまちづくりを推進します。



視点 2

「次世代につなぐ」 基盤を固め、持続可能なまちづくり

本町ならではの地域資源を生かして、人づくり、地域づくりなど大紀らしさを創造し、次世代につなぐ持続可能なまちづくりを推進します。



視点 3

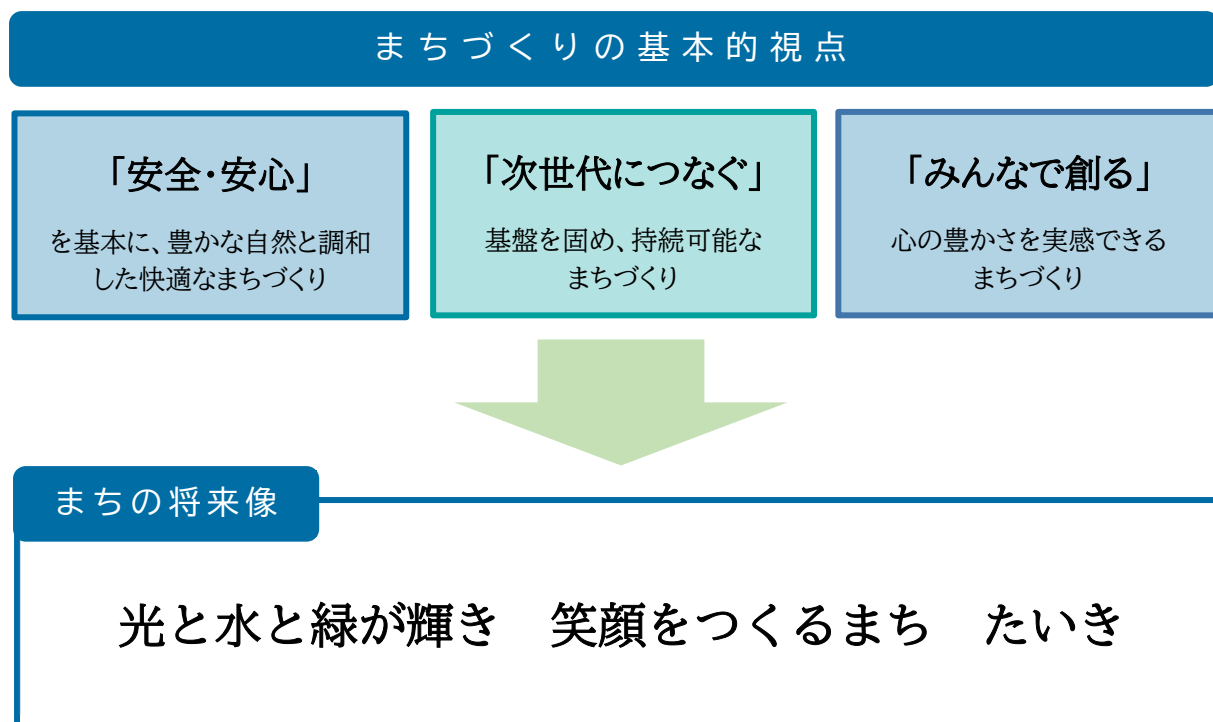
「みんなで創る」 心の豊かさを実感できるまちづくり

あらゆる分野において住民と企業、行政がそれぞれの役割と責任を持ってみんなで創ることで、心の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

第2節 まちの将来像

第2次総合計画のまちの将来像である、「人の命は何よりも大事 子供は町の宝 お年寄り
は町の誇り」の実現については、これまでの計画期間において、順調に施策や事業が進
められてきており、その成果を、今後はさらに一歩進めて、心の豊かさを実感していける
ものとしていくことが大切であると考えます。そこで、まちづくりの基本的視点を3つ定
め、本計画及びその他個別計画など全体に浸透させ、より能動的に行政活動に取り組んで
いけるよう、将来像を以下のとおり定めます。

さらに、これからの主役である子どもたちが、本町に愛着と誇りを持ち、まちの輝きや
心の豊かさを体現できるよう、未来に向けた人づくり・まちづくりも進めていきます。



第2章 まちづくりの基本目標と施策の大綱

第1節 基本目標

まちづくりの基本的視点と目指すべき将来像を踏まえ、まちづくりの基本目標を、次のとおり設定します。

1 まちづくりの基本目標

基本目標 豊かな自然と共生する安全・安心なまち

地震や津波、豪雨・台風などの甚大化する自然災害に備えるため、まちの強靱化を進め、地域や住民による地域防災力の強化を図るとともに、交通安全・防犯対策等の強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

また、本町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう、循環型社会の形成に取り組めます。

施 策	
1. 防災・消防	3. 環境保全・環境衛生
2. 交通安全・防犯・消費者行政	

基本目標 自然と調和した快適なまち

本町の宝である自然環境と都市機能の調和した快適で利便性の高い生活基盤を計画的に整備し、誰もが心地よく笑顔で過ごせるまちづくりに取り組めます。

施 策	
1. 土地利用	4. 水道
2. 道路・交通・港湾	5. 情報化
3. 住宅	

基本目標3 ともに支え合う健康・福祉のまち

人口減少・少子高齢化が進む中、すべての住民がやすらぎに満ちた暮らしができるよう、その基盤となる保健・医療・福祉施策に重点的に取り組むとともに、住民・地域・行政が連携した地域福祉活動を進めることで、ともに支え合う健康・福祉のまちづくりに取り組みます。

施 策	
1. 子育て・児童福祉	4. 障がい者福祉
2. 健康づくり・医療	5. 地域福祉
3. 高齢者福祉	6. 社会保障

基本目標4 次世代につなぐ教育・文化のまち

次世代を担う人材を育成し、子どもから高齢者まで誰もがいつでも学べる教育環境や、文化・スポーツに親しむことのできる教育・文化のまちづくりを進めます。

また、地域に根ざした文化の継承などにより、本町への誇りや愛着を醸成するよう取り組みます。

施 策	
1. 保育	4. スポーツ
2. 学校教育	5. 文化・芸術
3. 生涯学習・青少年健全育成	

基本目標5 人の活力を生む産業のまち

基幹産業である農業、林業、水産業の活性化を図るとともに、本町の特産品と連携した商工業の振興や観光・交流により住む人も本町に関わる人も笑顔になる産業の推進を図ります。

施 策	
1. 農業	4. 商工業
2. 林業	5. 観光
3. 水産業	6. 雇用・就労

基本目標6 みんなで創る参画と協働のまち

住民と行政、企業がそれぞれ役割と責任を持って、みんなで創るという意識のもと、参画と協働の地域づくりを進めます。

また、自立した行財政経営や効果的な施策の推進に努め、笑顔をつくるまちづくりを推進します。

施 策	
1. 協働のまちづくり	4. 交流、移住・定住
2. コミュニティ活動	5. 行財政経営
3. 人権・男女共同参画	



2 SDGsとまちづくりの考え方

SDGsとは、平成27（2015）年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された、2030年までに世界の国々が達成すべき目標として定められたものです。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追求は、地域における諸課題の解決に貢献し、持続可能な地域づくりを推進するものと考えられていることから、本計画においては、SDGsを意識した各施策・事業の推進に向け、各基本目標の施策項目に対し、関連するSDGsの目標を設定し掲載しています。

【SDGsの17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国連広報センター

3 施策の体系



第2節 施策の大綱

まちの将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標については、それぞれ次のような考え方により、各施策・事業を展開していくものとします。

基本目標1 豊かな自然と共生する安全・安心なまち

1. 防災・消防

今後30年以内の発生確率が70～80%となっている南海トラフ巨大地震による地震や錦地区への津波対策、甚大化する豪雨や巨大台風などの自然災害に備えるため、迅速な情報収集・伝達体制の充実や防災設備の計画的な整備、避難行動要支援者への対策を図り、地域の防災・減災力の向上を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

また、消防活動への理解と体制整備に努め、消防団の活性化に向けた取組を図り、いつでも・誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

2. 交通安全・防犯・消費者行政

特に高齢者や子どもの交通安全や防犯への意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動の促進に努めながら、交通安全施設や防犯施設などの整備・維持管理を図ります。

また、住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、情報提供・相談体制の充実を図ります。

3. 環境保全・環境衛生

自然環境の保全をはじめ、地球温暖化対策、公害・環境汚染の防止、省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用など、住民・事業者・行政が協力して、環境保全に向けた取組を推進します。

また、日頃からごみの分別徹底の啓発などリサイクル体制の充実に努め、循環型社会の形成を進めるとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷を軽減していきます。

さらに、河川の水質汚濁の防止や居住環境の確保のため合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

基本目標2 自然と調和した快適なまち

1. 土地利用

豊かな自然環境と生活環境とが調和した町の一体的かつ均衡ある発展に向け、土地利用関連計画の総合調整を図り、計画的な土地利用を促進します。

2. 道路・交通・港湾

計画的な幹線道路網の整備と安全面を重視した生活道路の整備、橋梁の長寿命化を図るとともに、鉄道やバスなど公共交通機関の利便性向上や住民に身近な移動手段の確保・利便性の向上に努めます。

また、錦漁港の整備と適切な維持管理に努めます。

3. 住宅

安全で快適な住宅環境の向上を図るとともに、公営住宅の適切な維持・管理・修繕等を計画的に進めます。

また、空き家の安全確保や利活用について検討していきます。

4. 水道

安全で良質な水の安定供給に向けて、施設の老朽化への対応や耐震化など計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、経営基盤の強化や健全運営に努め、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。

5. 情報化

本町は光ファイバー網の整備が完了し、今後はＩＣＴの保健・医療、商工観光業、防災対策などへの活用を進め、地域社会におけるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推進していきます。

また、情報化に向けた専門的な人材の育成や確保に努めていきます。

基本目標３ ともに支え合う健康・福祉のまち

1. 子育て・児童福祉

多様化するニーズに対応する保育サービスの充実や子育て相談体制の充実、様々な経済的支援策を推進し、子育て世代への切れ目ない支援を目指すことにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

2. 健康づくり・医療

住民が生涯にわたって健康にすごせるよう、生活習慣の確立やライフステージに応じた健康づくり活動などを支援するとともに、各種検診や健康相談体制などを充実させ、特に子育て世代においては切れ目のない支援を目指します。

また、住民がいつでも適切な医療を受けることができるよう、医療機関など関係機関と連携して医療体制の充実に努めます。

3. 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが続けられるように、介護予防、認知症予防、在宅介護等福祉サービスの充実や地域包括ケアシステムを推進するとともに、高齢者の生きがいがづくりや就労機会の創出など、いきいきと暮らせる高齢社会の実現を図ります。

4. 障がい者福祉

様々な障がいに対する正しい理解と認識を深め、住民の障がい者への理解を促すとともに、障がい者が安心して地域での自立や、可能性を伸ばしながら成長できるよう、関係機関等と連携した環境づくりを推進します。

5. 地域福祉

住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係者による連携・協力を促進し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動を進めます。

また、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉の担い手の育成やネットワークの充実を図るなど支え合い活動が活発に継続できる地域の基盤づくりを進めます。

6. 社会保障

社会保障制度の持続や機能の充実・強化を図るとともに、社会保障制度の十分な理解のもと、適切な制度適用を図り、健康で安心した生活を送ることができる社会を目指します。

基本目標4 次世代につなぐ教育・文化のまち

1. 保育

自然豊かな町内の保育環境の中で、友だちや先生との関わりや自然との触れ合いを通して、自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を得ることで「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と自己肯定感、協調性を育みます。

また、保育により自ら経験したことや体験したことは、その後の学習活動につながる重要な役割を担っていることから、小学校への円滑な移行のため保・小の連携に努めます。

2. 学校教育

「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図る教育やICT教育など教育の質の確保を図り、豊かな人間性と社会性を育むとともに、まちへの愛着や誇りを醸成するよう努めます。

また、教職員の資質向上、学校経営の充実、学校施設の計画的な整備などを効果的に進めます。

3. 生涯学習・青少年健全育成

学習情報の提供と学習機会の充実を図り、各年齢層に応じた活動機会を創出していくなど社会教育活動を推進するとともに、それを支える人材の育成と活用に努めます。

また、子どもや若者が次世代の担い手として健全に育成されるよう、家庭と地域や学校、関係機関が連携して健全育成活動を推進します。

4. スポーツ

自身の年齢や体力に応じた主体的なスポーツ活動を行うことは、健康な身体と豊かな心を育むことから、誰もが気軽に、安全・安心にスポーツに親しめる環境づくりや施設の充実、団体の育成に努めていきます。

5. 文化・芸術

文化・芸術は生活に潤いをもたらし、さらには個人の創作意欲を刺激して活動に参加するきっかけとなるように、多様な文化・芸術に触れる機会の充実に努め、住民主体の文化・芸術活動の活発化を促進します。

また、地域に根ざした文化の継承や世界遺産 熊野古道の適正な管理と保存、継承などの住民主体の活動を一層推進します。また、貴重な文化財の保存・保護に努め、活用を図ります。

基本目標 5

人の活力を生む産業のまち

1. 農業

町全体では水稲作が中心となっていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣の増加などにより耕作放棄地が増えています。また、ブランド化している牛の飼育や酪農に関しても、農家の高齢化や後継者不足が深刻化しており、さらに飼料の高騰など経営状況も難しい局面となっています。今後は、収入の安定化や体験型農業等により農業就業者の積極的な受け入れや新しい農業の起業への支援、企業的農業経営の確立などで担い手の確保、集落営農や農作業の協業化、集約化などに取り組んでいきます。

2. 林業

森林面積は町の総面積の約9割を占めており、森林の公益的機能である水資源のかん養、国土保全、環境の保全等を確保していくとともに、経済資本としての林業基盤、林業生産の効率化に努めます。

3. 水産業

熊野灘に面した錦漁港を中心として水産業が進められていますが、漁獲高の減少、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少と高齢化、後継者不足が問題となっています。今後は、漁業者の所得向上と安定化、施設の近代化、労働の軽減化を図るとともに、加工・流通において経済的な付加価値化に努めていきます。

また、淡水漁業では、鮎釣りやアマゴ釣りにおいて県内外から多くの遊漁者が訪れており、海と川における漁業と観光との連携を図っていきます。

4. 商工業

商業者の活力の向上や担い手の育成、経営基盤の強化を進めるとともに、地域特産品との連携強化を図り、商品開発や販路の開拓等を進めます。

工業については、近畿自動車道尾鷲勢和線の開通や2つのインターチェンジの開設により東紀州の玄関口として、産業・物流の拠点づくりを推進していきます。

5. 観光

町のほぼ全域が奥伊勢宮川峡県立公園の豊かな自然、世界遺産登録されたツヅラト峠や瀧原宮、ブランド化された食材などを組み合わせて、農林水産業と観光業の連携を強化し、観光客のニーズを踏まえた訪れたい観光ルートの設定などを進めていきます。

また、集客力のあるブランド特産品と本町を結びつけるよう情報発信力を強化し、県内外の人々の興味を本町に向けてもらうように取り組みます。

6. 雇用・就労

若者の地元就職やUターン等の促進を図るとともに、女性や高齢者等が年齢や適性、能力に応じた雇用機会を確保できるよう、ハローワークなど関係機関と連携し、情報提供や相談、地元事業所への働きかけなど就労対策を推進します。

基本目標6

みんなで創る参画と協働のまち

1. 協働のまちづくり

住民や地域、企業、学校等と行政がそれぞれの役割分担による協働のまちづくりに向けた仕組みの構築を図ります。また、情報の共有化や地域づくり人材の育成など、住民の参画を促すよう努め、「みんなのチカラ」で創るまちづくりを促進します。

2. コミュニティ活動

住民のコミュニティ意識の向上を図り、地域での人とのつながりを基本とする住民主体の基礎的コミュニティの活性化を図るとともに、様々な機会を通して、ふるさと回帰を促進します。

3. 人権・男女共同参画

男女が互いに喜びと責任を分かち合える社会を目指し、社会のニーズに対応した、男女ともに安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

また、すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

4. 交流、移住・定住

観光と連動した情報発信により、本町を「知る」「訪れる」機会を増やしていきます。

また、田舎暮らし体験や都市圏での相談会により本町の魅力や生活情報を発信し、移住の促進や地域産業の担い手確保などにつながるよう新たな人の流れを創出していきます。

5. 行財政経営

厳しい財政状況の中、必要な行政サービスの維持、施設の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに、事業の優先度や住民の満足度を重視した、笑顔をつくる行財政経営に取り組みます。

また、町域を越える広域的な行政課題に対応するため、周辺自治体などとの連携・交流を図り、広域行政を推進します。

基本計画

- 第1章 基本目標1
豊かな自然と共生する安全・安心なまち
- 第2章 基本目標2
自然と調和した快適なまち
- 第3章 基本目標3
ともに支え合う健康・福祉のまち
- 第4章 基本目標4
次世代につなぐ教育・文化のまち
- 第5章 基本目標5
人の活力を生む産業のまち
- 第6章 基本目標6
みんなで創る参画と協働のまち

各施策項目等の見方について

基本計画は、6つの基本目標が「章」ごとにまとめられ、それぞれ「節」ごとに施策項目が掲載されています。

各項目は、以下の内容を基本として整理されています。

第1節 子育て・児童福祉

施策の大綱における各施策を表しています。

【施策担当：健康福祉課】

「施策担当」には、主に担当する課を記載しています。

「目標とする姿」には、5～10年後に本町が目標とする姿を表しています。

目標とする姿

子どもたちが健やかに成長し輝くよう、それぞれの成長段階で切れ目なく必要な支援が受けられる制度を促進し、家庭・地域・行政が一体となって、子どもや子育て家庭を見守り、支える仕組みが構築され、安心して子どもを産み育てられ、親子が明るく健康に生活できる「**まち**」とします。

目標に向けた課題

- 子育て世帯への経済的支援の継続が必要。
- 妊婦等への訪問支援に対する保健師の増員が必要。
- 産後の社会復帰支援や妊娠中の子育てサポートの充実が必要。

「目標に向けた課題」には、「目標とする姿」を実現するために課題となっていることを記載しています。

「施策展開」には、主に今後5年間に取り組む施策内容が記載されています。

施策展開

総合的な子育て支援の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センターや放課後児童クラブの実施など地域の実情に応じた支援施策の総合的な展開を図ります。
保育サービスなどの充実	一時保育の実施に合わせ、延長保育、早朝保育も実施しており、世帯の所得に関係なく経済的負担をなくすため、本町に住所を有する方の保育料を無償化にしています。 さらに、保育ニーズに対応した保育サービス、保育施設の充実を図ります。
子どもと親の健康の増進	安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援をはじめ、育児不安の解消、母子保健事業による母子の疾病予防・健康の保持増進など途切れのない支援を行います。

主要事業

- 子育て支援事業
- 母子保健事業
- 保育環境等整備事業
- 大紀町ファミリーサポートセンター事業
- 大紀町特定不妊治療費等助成事業

「主要事業」には、主に今後5年間に実施される事業が記載されています。

関連する個別計画

- 第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画
- 第2期大紀町健康づくり計画

「関連する個別計画」には、本施策と関連する個別の計画名称等が記載されています。

SDGsの視点



「SDGsの視点」には、本施策と関連するSDGsの項目が記載されています。

第1章 基本目標1 豊かな自然と共生する安全・安心なまち

第1節 防災・消防

〔施策担当：防災安全課〕

目標とする姿

あらゆる自然災害から、すべての住民の命と暮らしが守られ、被害が最小限に抑えられるよう、日頃よりリスクを想定した準備ができています。

住民一人ひとりは防災意識が高く、ハードとソフトの両面からの確な防災・減災対策に取り組んでおり、住民、地域、行政がそれぞれの役割を理解し連携することで災害に強い「まち」とします。

また、消防活動への理解と体制整備に努め、消防団活動を地域全体で支える仕組みが構築された「まち」とします。

目標に向けた課題

- 各自主防災組織の活動に格差が見られるため、「自助」、「共助」の強化につながる防災教育の推進を図る必要がある。
 - 災害時要配慮者への支援体制や自主防災組織の高齢化への対応。
 - ICTの導入やSNSの活用による情報伝達の正確性や伝達に途切れのない環境整備。
 - 消防団員の確保対策と減少する団員数を考慮した団編成、適正な備品の配備が必要。
- また、多様な災害に対応できるよう施設整備、資機材の充実が必要。

施策展開

防災体制の充実	大規模災害などの危機に備え、平常時の準備や緊急時の対応などについて消防団や自主防災組織、関係機関などとの連携を強化し、危機管理体制の充実を図ります。 また、災害発生時に、重要な業務を継続できる取組を進めるとともに、必要となる防災備蓄品の確保を図ります。 さらに、関係機関をはじめ、住民、建設業等事業者と連携し、大規模災害発生時の被害拡大の防止や早期の復旧・復興に向けた体制整備を図ります。
地域防災力の強化	住民が災害発生時に的確な対応ができるよう、「自助」、「共助」の意識を高めるとともに、自主防災組織の活動支援を行い、地域防災力の向上を図ります。また、関係団体と連携し、災害時の避難行動要支援者の把握と情報共有など地域における避難支援体制の確立を図ります。

消防団の活性化	消防団の重要性についての啓発による団員の確保をはじめ、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防団詰所の整備や資機材の整備・充実など、消防団の活性化を促進します。
消火に関する知識の普及	消火に関する知識の普及とともに、火災予防意識の啓発を行います。
治山・治水対策、雨水排水対策などの促進	水害や土砂災害、津波浸水被害などを防止・軽減するため、関係機関との連携のもと、治山・治水対策、雨水排水対策などの促進を図ります。

主要事業

- 防災の日の避難訓練・錦地区津波避難訓練の実施
- 高齢者など避難困難者のための住居移転計画等策定の検討
- 大紀町防災助け合い補助金事業、大紀町備えて安心補助金事業の実施
- Lアラート活用による情報伝達体制の充実
- 消防団員の処遇改善及び消防団詰所新築の検討
- 防災講演会の実施

関連する個別計画

- 大紀町地域防災計画
- 大紀町災害時受援計画
- 大紀町耐震改修促進計画
- 大紀町業務継続計画
- 南海トラフ地震防災対策推進計画

SDGsの視点



第2節 交通安全・防犯・消費者行政

【施策担当：防災安全課】

目標とする姿

犯罪を未然に防ぐ地域ぐるみの活動が展開されているとともに、高齢者や子どもが安心して歩行できる交通環境の整備が図られた安全・安心な生活を送ることができる「まち」とします。

社会情勢の変化により多種多様に化する消費者トラブル、消費生活等に関する不安や悩みへの相談体制がより強化され、一人ひとりが正しい判断のできる消費者として、正しい情報を選択・入手する手段が整った安全・安心な「まち」とします。

目標に向けた課題

- 防犯協会による広報活動やパトロールを強化するとともに、警察など関係機関と連携を密にして情報を共有する必要がある。
- 交通安全活動団体による活動に加え、SNSを活用した安全運転の呼びかけなどさらなる情報発信が必要。
- バイパス工事及び道路改良は不可欠であるため、計画的・継続的に道路改良を実施する必要がある。
- 振り込め詐欺などが発生した場合に、防災無線のほか、SNSを活用した呼びかけなどさらなる情報発信が必要。

施策展開

交通安全対策の推進	関係機関・団体と連携し、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所の解消、交通安全施設の整備を図ります。
防犯対策の推進	関係機関・団体と連携し、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯カメラの設置など地域における防犯体制の強化を図ります。
安全な消費生活の確保	消費者トラブルの未然防止に向け、関係機関・団体と連携し、啓発や情報提供の充実、相談体制の強化を図ります。

主要事業

- 早朝街頭指導及び春、夏、秋、年末の交通安全運動の実施
- 防犯カメラ設置の促進
- 広域連携による消費生活センターの運営
- 交通安全プログラムに基づく町道の通学路整備及び町道等維持改良工事の実施

SDGsの視点



第3節 環境保全・環境衛生

【施策担当：環境水道課】

目標とする姿

みどり豊かな自然環境を保全し、次世代へ残していくとともに、日頃から省資源・省エネルギーに努めるなど環境負荷の少ない生活が営まれ、人と自然が共生した「まち」とします。

住民、事業者、行政が一体となり、ごみの発生抑制や再利用、資源化が進められ、快適で衛生的な生活環境が確保された「まち」とします。

目標に向けた課題

- 施設更新のため新ごみ処理施設の整備が必要。
- ごみの減量化、再資源化のための分別収集の徹底。
- 合併処理浄化槽の設置率の目標値達成。
- ゼロカーボンシティに向けた取組の必要性。

施策展開

環境保全意識の高揚	広報・啓発活動や環境教育などを推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。また、住民・事業者の環境保全活動を支援するなど自主的な活動を推進します。
環境保全施策の展開	行政、住民、事業者が一体となって自然保護・環境保全対策を図るとともに、環境負荷の少ない生活様式の促進、公共施設全般での温室効果ガスの削減、定期的な公害環境調査の実施などを推進します。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を推進します。
ごみ収集・処理体制の充実	広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の充実を図るとともに、分別収集体制の充実、分別排出の徹底を促進し、ごみの減量化を推進します。また、今後、新たなごみ処理施設を整備するための計画を進めます。
生活排水処理などの推進	水質の保全や快適で衛生的な生活環境づくりのため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
火葬場・墓地の適切な運営・管理	火葬場の適正な運営・管理に努めるとともに、各地区の墓地周辺の環境整備など引き続き支援に努めます。
衛生対策の推進	ペットなどの飼い方について、行政放送や広報紙などを通して啓発し、狂犬病予防注射実施の推進、適正飼育の周知に努めます。また、地域における飼い主のいない猫の解決に向けた地域猫活動を推進します。

主要事業

- ペットボトル、プラスチック類の収集及び再生資源回収事業の実施
- 大紀町粗大ごみ等一般廃棄物収集運搬費用支援事業
- 大紀町浄化槽設置推進事業
- 大紀町犬及び猫の不妊手術費助成金
- T N R 先行型地域猫活動の推進
- 香肌奥伊勢資源化広域連合での新ごみ処理施設の整備

関連する個別計画等

- 大紀町一般廃棄物処理基本計画
- 大紀町地域再生可能エネルギー導入戦略
- 第一次大紀町地球温暖化対策実行計画
- 香肌奥伊勢地域循環型社会形成推進地域計画（香肌奥伊勢資源化広域連合）
- ごみ処理施設整備基本構想（香肌奥伊勢資源化広域連合）

SDGsの視点



第2章 基本目標2 自然と調和した快適なまち

第1節 土地利用

[施策担当：総務企画課・防災安全課・農林課]

目標とする姿

自然環境の保全と調和を図りながら、みどりに包まれた生活空間が形成され、適正な土地利用のもと一体的かつ均衡ある開発が進められ、心地よさを感じる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 豊かな自然環境の保全の推進。
- 自然環境と共生したインフラ整備の促進。
- 適切な土地情報の提供が必要。
- 自然災害の発生を抑制する治山・治水対策の推進。

施策展開

適正な土地利用の推進	災害発生時の避難困難者を対象とした集合住宅や新庁舎の建設等新たな施設整備を行う場合には、自然環境などとの共生に配慮するとともに、良好な住居環境をはじめ、住民生活の利便性や災害などへの安全性に配慮した適正な土地利用を推進します。
地籍調査の推進	円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に推進します。
安全・安心な土地利用の推進	近年のゲリラ豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の地滑りの発生等は、町民生活を脅かし深刻な被害をもたらすことから、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を確立します。

主要事業

- 地籍調査事業の推進
- 避難困難者高台移転計画の検討
- 新庁舎建設計画の策定
- みえ森と緑の県民税事業による森林環境整備
- 河川改良・保全の推進

関連する個別計画

- 大紀町森林整備計画
- 大紀町国土強靱化地域計画
- 大紀町公共施設等総合管理計画

SDGsの視点



第2節 道路・交通・漁港

〔施策担当：建設課・総務企画課・水産課〕

目標とする姿

幹線道路から生活道路、歩道、自転車道まで、誰もが安全・安心で快適に移動できる道路インフラと、高齢化が急速に進展する中、交通手段を有しない高齢者をはじめとした交通弱者にも配慮した誰もが利用しやすい公共交通機関が形成された「まち」とします。

目標に向けた課題

- バイパス工事及び歩道整備のため関係機関との協議を推進。
- 避難路の確保に向け狭小道路整備や迂回路の検討。
- 利便性の高い交通ネットワークの構築の必要性。
- 漁港の適切な改修と長寿命化のための維持管理の推進。
- 高齢化の進展に伴い増加する交通弱者への支援の充実が必要。

施策展開

国道・県道の整備促進	広域的な交通アクセスの向上に向け、国道・県道の整備促進を図ります。
町道の整備	老朽化する道路、橋梁などの長寿命化を図るとともに、優先度などを考慮しながら町道の計画的な整備を進めます。
公共交通の利便性向上	高齢化が急速に進展する中、交通手段を有しない高齢者など交通弱者にも配慮した公共交通手段の確保を図ります。
漁港改修の推進	県が策定する「三重県水産物流通圏域」における生産拠点漁港である錦漁港については、漁港管理者の三重県と連携して、漁港施設の適切な改修と維持管理による長寿命化を図ります。

主要事業

- 社会資本交付金事業
- 道路メンテナンス事業
- 町道等維持改良工事
- Cバス運行事業、Cタク助成事業、Cチャリ補助金事業

関連する個別計画

- 大紀町橋梁長寿命化修繕計画
- 大紀町国土強靱化地域計画
- 大紀町地域防災計画

SDGsの視点



第3節 住宅

[施策担当：建設課・総務企画課・防災安全課]

目標とする姿

住宅施策は人口の定住を促進する上で重要な役割を担っており、住居困窮者が生じないために、公営住宅の適切な管理・修繕による住宅数の確保や増加傾向にある空き家の有効活用により、安定的な住宅の供給を実現し快適な生活を営める「まち」とします。

目標に向けた課題

- 公営住宅の老朽化への対応が必要。
- 既存住宅の耐震診断・耐震改修についての啓発の促進。
- 空き家バンクへの空き家登録の促進。
- 空き家等の発生抑制と適正管理の推進。
- 不良空き家等の除却工事に対する補助が必要。

施策展開

公営住宅の適切な維持管理	既存公営住宅について、老朽化への対応など適切な運営と維持管理に努めます。また、公営住宅の建て替えにおいては、地域的な適正配置とニーズを踏まえ、地元材を生かした公営住宅の建設を行います。
既存住宅の耐震化の促進	住宅耐震化の必要性について啓発を図るとともに、木造住宅の耐震診断・耐震改修などに対する支援を行い、既存住宅の耐震化を促進します。
空き家バンク制度の利用促進	空き家等有効活用補助金をはじめとする各種制度の周知と活用促進など、交流拡大・定住促進に向けた空き家の有効活用を図ります。また、地域団体と連携した空き家の民泊やカフェ等への利活用の可能性を検討します。
空き家等の発生抑制と適正管理の促進	所有者等が居住している段階から空き家等にならないよう、所有者等へ情報発信等を行い、町民意識の醸成・啓発を図り、空き家等の発生を抑制します。 また、空き家等の適正管理促進のため、所有者等に対し注意喚起や相談機会の提供などにより意識づけを行います。
不良空き家等の除却促進	地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図るため、管理不全な状態の空き家等に対し、必要な費用の一部を補助し、不良空き家等の除却を促進します。

主要事業

- 公営住宅の適切な維持管理
- 耐震診断・耐震改修などに対する補助
- 空き家バンク制度
- 空き家等有効活用補助金
- 大紀町空き家計画による事業の推進
- 大紀町空家等除却補助金

関連する個別計画

- 大紀町空家等対策計画
- 大紀町耐震改修促進計画

SDGsの視点



空き家バンク事業

第4節 水道

【施策担当：環境水道課】

目標とする姿

災害に備えた施設の耐震化や老朽管の計画的な更新とともに、健全な経営基盤を維持し、住民生活に欠かすことのできない安全で良質な水を安定的に供給する「まち」とします。

目標に向けた課題

- 南海トラフ地震への対策としての施設の耐震化。
- 人口規模に比べ、地形等の要因により多くの施設が点在することによるコスト高。
- 水需要の低迷に伴う収益減少による水道事業経営悪化の改善。
- 耐震化など施設更新に要する費用の確保。

施策展開

水源の確保と水道施設の整備	水道水源保護条例に基づき、水質汚濁防止と水源の保護に努めます。また、計画的な施設・管路などの更新や耐震化、水道網のループ化により、安全・安心な水の安定供給を図ります。
水道事業の健全運営の推進	水資源の有効利用を図るため、積極的に漏水調査などを実施するとともに、長期的な見通しに基づく経営の合理化や収納率の向上、ＩＣＴの活用等により事務事業の効率化に努めます。

主要事業

- 施設の耐震化・老朽管等の計画的更新
- 経営面で効果的な補助事業と起債の活用
- アセットマネジメントによる適正な施設管理
- 独立採算制を重視した戦略的な水道経営

関連する個別計画等

- 大紀町水道事業ビジョン
- 大紀町水道事業アセットマネジメント
- 大紀町水道事業経営戦略
- 大紀町水道事業 第2次基本計画
- 大紀町水道事業危機管理マニュアル

SDGsの視点



耐震性能を有する配水池



第5節 情報化

【施策担当：総務企画課】

目標とする姿

デジタル社会へ対応するため、情報通信基盤の充実をはじめ、情報通信技術を積極的に活用し、誰もが利用できる環境を構築することにより、デジタルを活用して不便のない快適な「まち」とします。

目標に向けた課題

- 高齢者に対するインターネットやスマートフォンの利用促進が必要。
- 情報セキュリティ対策の強化の推進が必要。
- マイナンバーカードの活用の促進。

施策展開

行政情報化の推進	庁舎内のネットワーク及びシステムなどの整備充実や地理情報システムの活用を図るとともに、セキュリティ対策の強化や職員などに対する研修を実施します。 また、自治体DXの推進に向け、マイナンバーカードを活用したサービスの提供とともに、新たな情報通信技術の導入や人材確保を図り、利便性のあるサービスの提供と業務効率化に努めます。
地域情報化の推進	情報発信について、インターネットや広報紙、SNS、CATV、防災アプリなどにより、正確かつ迅速に伝達するように努めます。 また、事業者、関係機関への働きかけを通じて、テレビ・ラジオ、携帯電話の情報格差を是正する設備の整備促進や公共施設などへの公衆無線LANの整備促進を図ります。 さらに、住民が新しい通信技術を利用したサービスを有効に活用できるよう、講習会などの開催や情報の提供を進めます。

主要事業

- 高齢者スマートフォン教室の実施
- インターネットやSNSを活用した情報伝達
- 自治体情報セキュリティ強靱化事業
- 自治体情報システム標準化
- Cタク助成事業（マイナンバーカード利活用）
- 自治体DX事業の推進
- IoTを活用した高齢者等の見守り支援事業

関連する個別計画等

- 情報セキュリティポリシー
- 情報セキュリティ緊急対応計画

SDGsの視点



高齢者スマートフォン教室



第3章 基本目標3 ともに支え合う健康・福祉のまち

第1節 子育て・児童福祉

〔施策担当：健康福祉課〕

目標とする姿

子どもたちが健やかに成長し輝くよう、それぞれの成長段階で切れ目なく必要な支援が受けられる制度を促進し、家庭・地域・行政が一体となって、子どもや子育て家庭を見守り、支える仕組みが構築され、安心して子どもを産み育てられ、親子が明るく健康に生活できる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 子育て世帯への経済的支援の継続が必要。
- 妊産婦等への訪問支援に対する保健師の増員が必要。
- 産後の社会復帰支援や妊娠中の子育てサポートの充実が必要。

施策展開

総合的な子育て支援の充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援センターや放課後児童クラブの実施など地域の実情に応じた支援施策の総合的な展開を図ります。
保育サービスなどの充実	一時保育の実施に合わせ、延長保育、早朝保育も実施し、世帯の所得に関係なく経済的負担をなくすため、本町に住所を有する方の保育料を無償化にしています。 さらに、保育ニーズに対応した保育サービス、保育施設の充実を図ります。
子どもと親の健康の増進	安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援をはじめ、育児不安の解消、母子保健事業による母子の疾病予防・健康の保持増進など途切れのない支援を行います。
要保護児童などへの対応の推進	児童相談所、民生委員・児童委員などとの連携のもと、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応を図ります。また、困難を抱える子どもへの支援を図ります。
結婚・出産などを希望する若い世代への支援	結婚を希望する方への婚活対策を進めるとともに、成婚後の町内居住に向けた支援策を検討します。また、不妊治療など子どもを持ちたい夫婦への支援を行います。

主要事業

- 子育て支援事業
- 母子保健事業
- 保育環境等整備事業
- 大紀町ファミリーサポートセンター事業
- 大紀町特定不妊治療費等助成事業

関連する個別計画

- 第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画
- 第2期大紀町健康づくり計画

SDGsの視点



子育て支援事業



第2節 健康づくり・医療

【施策担当：健康福祉課】

目標とする姿

住民一人ひとりが自分自身のこころと身体の状態を把握し、自分に合った健康づくりを実践できる体制が構築され、健康寿命の延伸が一層図られています。

今の自分から一歩踏み出す健康づくりを推進し、町民みんなでつくる健康で元気な「まち」とします。

目標に向けた課題

- 情報媒体の幅の広がりから年齢層に合った情報発信が必要。
- 受診率向上を図るため、受診勧奨方法を改善する必要がある。
- 運動を習慣化できるよう、運動を楽しめるイベントの実施が必要。
- 正しい食生活について、普及・啓発を継続して推進していく必要がある。

施策展開

健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進	健康づくりに対する意識の高揚や健康に対する正しい知識の普及に努めます。また、運動機会の確保を支援し、運動習慣の定着を促進し、住民の健康増進を図ります。
生活習慣病予防と重症化の予防の推進	生活習慣病予防に向け、受診しやすい健康診査やがん検診の実施を図るとともに、未受診者などへの受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。 また、対象者に対して、重症化予防のための事後指導に努めます。さらに、生活習慣病予防、健康増進に関する学習の機会を提供します。
こころの健康づくりの推進	こころの健康についての正しい知識の普及を図るとともに、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
感染症予防対策の推進	感染症などについての啓発活動を推進するとともに、予防接種の接種勧奨など予防対策に努めます。 また、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威への対策を進めます。
地域医療体制の充実	多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関や医師会との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。また、休日夜間診療など救急医療体制の強化を検討します。

主要事業

- 各種健（検）診の啓発と受診しやすい体制整備による健（検）診を実施
- 充実した保健指導・健康相談の実施
- がん検診精密検査未受診者受診勧奨事業
- 健康づくりポイント事業
- 運動の正しい知識の普及・啓発活動
- 食に関する正しい知識の普及・啓発活動

関連する個別計画

- 第2期大紀町健康づくり計画

SDGsの視点



感染症予防対策

第3節 高齢者福祉

〔施策担当：健康福祉課・地域包括支援センター〕

目標とする姿

高齢者が自らの経験・知識を生かしながら、自主的に参加できる生きがいの場が地域にあり、住み慣れた地域でやすらぎを感じ、安全・安心で自立した生活が継続できる地域共生の「**まち**」とします。

目標に向けた課題

- 地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制の推進に向けた地域住民との連携・協働が必要。
- 健康に関する啓発の推進と、各種健康づくりや介護予防に関する活動の充実と支援が必要。
- 地域包括ケアシステムの推進と深化に向けた取組が必要。
- 生きがいづくりを兼ねた社会活動の場を拡大できるよう支援が必要。

施策展開

高齢者が安心して暮らせる地域づくり	住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」を構築していくため、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護などの連携による地域包括ケアシステムの構築を図るなど、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、家族介護者への支援を図ります。
認知症対策の推進	認知症の早期診断・早期対応に向けた体制強化を図るとともに、認知症についての知識の普及や認知症サポーターの養成など認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進します。
介護予防・健康づくりの推進	要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化の防止など介護予防の取組を推進し、高齢者がいつまでも健康で自立した生活が送れるように努めます。また、介護予防・日常生活支援サービスや一般介護予防事業の展開などにより、地域での健康づくりの充実を図ります。
生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者の生きがいづくりに向け、老人クラブ活動の支援や学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。 また、シルバー人材センターへの支援など就業、社会参加を促進します。

主要事業

- 高齢者の日常生活支援事業
- 介護者への支援事業
- 地域包括ケアの仕組みづくりの推進
- 高齢者の介護予防のための支援事業
- 高齢者の生きがいをづくり推進支援事業
- 高齢者が安心して暮らせる環境整備事業

関連する個別計画

- 大紀町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

SDGsの視点



第4節 障がい者福祉

【施策担当：健康福祉課】

目標とする姿

障がいの有無に関わらず誰もがお互いの個性と人格を尊重し合い、障がいのある人は住み慣れた地域の中でともに支え合いながら、必要なサービスを受けて安心して自立した生活ができる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 大紀町障がい者（児）相談支援センターのマンパワー不足の解消が必要。
- 障がい者計画及び障がい福祉計画を見直すことで包括的な支援の見直しが必要。
- 障がい者が自立し、生きがいのある生活が送れるよう関係機関と連携し、地域活動への参加や就労の支援を促進することが必要。

施策展開

障がい福祉サービスの充実	障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業などによる福祉サービスの充実や社会資源の整備を行います。
療育支援体制の充実	障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図ります。 また、医療的ケアなどを必要とする障がい児への支援体制の充実を図ります。
障がい者の社会参加の促進	障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援などの充実を図るとともに、障がい者団体の育成と活動への支援に努め、障がい者の社会参加を促進します。 また、関係機関との連携のもと、相談体制の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発などを行います。
相互理解の促進	障がいを持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりと障がいを理由としたあらゆる差別の解消に向け、障がい者に対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育を充実します。

主要事業

- 障がい者総合支援事業
- 地域生活支援事業
- 障がい者（児）の相談支援・療育支援体制の充実
- 雇用の場の確保に向けた関係機関・団体、事業所等との連携強化
- 啓発活動や教育の実施

関連する個別計画

- 大紀町第2期障がい者計画
- 大紀町第7期障がい福祉計画
- 大紀町第3期障がい児福祉計画
- 障がい者活躍推進計画

SDGsの視点



第5節 地域福祉

〔施策担当：健康福祉課・地域包括支援センター〕

目標とする姿

多様化・複雑化した問題を抱えた人を気づかうとともに、子ども、高齢者、障がいの有無等に関わらず地域のあらゆる住民が、住み慣れた地域の中で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく暮らせる地域をともに創っていく「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現された「まち」とします。

目標に向けた課題

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備が必要。
- 分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制強化が必要。
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制強化が必要。
- 地域福祉計画の策定が必要。

施策展開

福祉意識の高揚と関係団体などの活動支援	住民の福祉意識の高揚を図るため、福祉イベントの開催や福祉教育の推進、広報・啓発活動を実施します。 また、社会福祉協議会や各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動、ボランティア活動の活発化を促進します。
相談体制の充実と権利擁護の推進	必要とする人に必要な福祉サービスを提供するため、相談窓口の周知とともに、多様化・専門化する相談内容に対応できる相談体制の充実を図ります。 また、認知症や知的障がいその他の精神上的の障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を擁護する成年後見制度などの周知と利用促進を図ります。
人にやさしい環境整備の推進	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例などに基づき、既存の施設も含め誰もが利用しやすい施設整備や道路整備を進めます。
地域福祉計画の策定	支援を必要とする町民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、町民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すため、地域福祉計画の策定を検討します。

主要事業

- 高齢者安否確認事業
- 緊急通報装置の貸与事業
- 在宅医療・介護の連携強化
- 道路や公共施設などのバリアフリー化
- 思いやり駐車場の普及と促進
- IoTを活用した高齢者等見守り支援事業

関連する個別計画

- 第2期大紀町健康づくり計画

SDGsの視点



思いやり駐車場（役場本庁敷地内）

第6節 社会保障

[施策担当：住民課・健康福祉課]

目標とする姿

社会保障制度の十分な理解と活用を通して、健康で文化的な暮らしを営み、安心した生活を送ることができる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 特定健診とがん検診の受診率向上が必要。
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、広域連合との連携強化と地域共生社会に向けた取組の推進。
- 地域包括支援センターと各事業所との連携強化が必要。
- 国民年金の制度や仕組みの情報発信、手続きに伴う相談体制の充実。
- 生活保護に至る前の取組や、関係機関との連携が必要。

施策展開

国民健康保険事業の推進	生活習慣病等の早期発見や予防に、特定健康診査・特定保健指導を実施しており、今後も受診料の無料化、休日健診、AIによる受診勧奨を実施することにより、受診率向上を目指し、医療費適正化を推進していきます。 また、健康に対する正しい知識の普及や自らの健康づくりの意識向上に向けて健康教育等を実施していきます。
後期高齢者医療制度の円滑な運営	広域連合との連携のもと、高齢者の暮らしを地域全体で支える「地域共生社会」に向けた取組と持続可能な医療制度の運営を推進していきます。
介護保険制度の推進	広域的な連携のもと、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の適正な運営を図り、総合的な推進体制を強化します。 また、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの強化とセンターを中心とした各事業所との連携を図ります。
国民年金制度の啓発	国民年金の制度や仕組みの情報発信、手続きに伴う窓口相談体制の充実を図ります。
生活保護世帯への支援	生活保護世帯の自立や就労支援に向けて、関係機関と連携し、相談・指導に努めます。 また、生活困窮者への支援として生活困窮者自立支援制度の利用を勧めるなど、関係機関と連携し、生活保護に至る前の取組を行います。

主要事業

- 特定健康診査・特定保健指導の実施・受診率向上のための施策の実施
- 後期高齢者医療制度の円滑な運営
- 地域包括支援センターの強化
- 国民年金の広報・啓発活動・相談体制の充実
- 生活困窮者への支援

関連する個別計画

- 第2期大紀町データヘルス計画
- 第3期大紀町特定健康診査等実施計画
- 大紀町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

SDGsの視点



地域包括支援センター

第4章 基本目標4 次世代につなぐ教育・文化のまち

第1節 保育

〔施策担当：健康福祉課〕

目標とする姿

自然豊かな保育環境の中で、子どもたちが健やかに成長し、子どもの感じる、気づく、探る、考えるといった興味や関心を引き出す保育環境がある「まち」とします。

目標に向けた課題

- 保育園と小学校の一層の連携強化が必要。
- 防災訓練・交通安全・防犯教室など体験する機会の促進。
- 一時保育の受け入れを確保するため保育士の増員を検討。
- 認定こども園への制度移行の検討。

施策展開

保育環境の充実	保育園へのニーズの多様化に応えつつ、たくましい心と体を育む保育環境の充実を図ります。
保育園施設の整備の充実	施設の定期点検、必要な修繕及び改修など保育園施設の整備の充実を図ります。

主要事業

- 保育環境等整備事業
- 保育料・給食費の無償化
- 子どもの発達支援事業
- 関係機関の連携の強化と、支援にあたる人材の育成

関連する個別計画

- 第3期大紀町子ども・子育て支援事業計画

SDGsの視点



第2節 学校教育

【施策担当：教育委員会事務局】

目標とする姿

子どもたちが大きな夢を持ち、自由に羽ばたけるよう教育の質の確保とたくましい心の成長が促され、元気で自信に満ちた輝く子どもたちが見られる「**まち**」とします。

目標に向けた課題

- 自主的・対話的で深い学びを実現するために、タブレット等のＩＣＴ機器を効果的に活用した学習の推進。
- 少子化に伴う教育課題の解消及び児童生徒の安心・安全の確保の視点により学校の統廃合の検討を推進。
- 地震や津波災害や交通安全対策などを想定した実践的な訓練の促進。
- 地元への関心や理解を深めるための取組の推進。
- 多様化した課題解決のため、関係機関との連携と人材育成が必要。

施策展開

学校教育の充実	学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個々に応じた指導方法の工夫・改善に努めるほか、多文化共生、情報化や郷土教育など、地域特性や時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
学校施設・設備の充実	少子化による児童生徒の減少に応じた望ましい学校規模の検討のもと、老朽化などに対応した施設・設備などの整備など教育環境の充実を図ります。また、本に学び、本に親しむための学校図書の実施を図ります。
子どもの安全の確保	各学校において地震・津波などの避難訓練をはじめ、不審者対策などの防犯訓練、登下校時の交通安全対策などを実施し、子どもの安全の確保を図ります。
食育の推進と学校給食の充実	子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。 また、安全・安心な学校給食の提供とともに、保護者の負担軽減として、学校給食費の支援を行います。
奨学金貸与制度の継続と充実	今後も制度を継続していくとともに、国、県、他市町の動向を注視しつつ、利用しやすい制度への検討に努めます。

主要事業

- 小中学校学習系ネットワーク環境の活用
- 持ち帰り学習の充実化
- 親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制整備
- 高等学校等通学費等補助事業
- 地産地消による給食の提供

関連する個別計画等

- 大紀町教育施策の大綱と教育理念
- 学校施設等長寿命化計画

SDGsの視点



地産地消による給食



第3節 生涯学習・青少年健全育成

【施策担当：教育委員会事務局】

目標とする姿

住民一人ひとりが自由に学ぶ機会があり、心豊かな、生きがいのある充実した人生を送ることができる「まち」とします。

また、地域で見守られ育まれた子どもや若者が、地域での交流と様々な体験を積み重ねて健やかに成長し、生まれ育った地域を愛する次世代の担い手として活躍している「まち」とします。

目標に向けた課題

- 生涯学習環境の充実のため、社会教育施設に対する情報通信に係る整備が必要。
- 事業を実施している施設の多くが老朽化のため、安全性を考慮した計画的な修繕が必要。
- 施設利用者の増加に向けた取組が必要。
- 生涯学習やスポーツ少年団等の指導者の多くが高齢化のため、次世代への事業継承対策が必要。

施策展開

学習環境の充実	各世代の学習ニーズを的確に把握し、多彩で特色ある生涯学習プログラムの提供に努めます。
自主的な学習活動の支援	活動場所や成果発表の機会を提供するなど学習サークルや関係団体などの自主学習活動を支援します。 また、図書室の図書などの充実に努めるとともに、読書活動を推進します。 さらに、利用者ニーズへの対応や老朽化を踏まえ、社会教育活動の拠点となる社会教育施設の整備に努めます。
青少年活動の促進	スポーツ少年団などの青少年育成団体の活動を支援します。 また、PC持ち帰り学習、講演会、相談対応など家庭教育支援に関する取組を実施します。
青少年育成環境の整備	関係機関と連携し、防犯パトロールの実施や地域ぐるみの社会環境の浄化を図ります。 また、教育講演会を開催するなど子育てなどの家庭教育を支援します。

主要事業

- 老朽化施設の計画的改修事業
- 地区公民館講座事業
- スポーツ少年団補助金事業
- スポーツ協会補助金事業
- 青少年育成町民会議補助金事業

関連する個別計画等

- 大紀町教育施策の大綱と教育理念

SDGsの視点



生涯学習スポーツ活動

第4節 スポーツ

【施策担当：教育委員会事務局・商工観光課】

目標とする姿

住民が健康で心豊かに、生きがいを持って生活が送れるよう、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動が推進され、スポーツを通じたつながりが地域の活力を生み出している「まち」とします。

目標に向けた課題

- 施設の老朽化・維持管理に対する対策が必要。
- 指導者の多くが高齢化のため、次世代へスポーツ活動の継承が必要。
- スポーツ合宿の受け入れ態勢の確保と検討が必要。

施策展開

スポーツ活動の普及促進	住民のスポーツへの関心を高め、気軽に参加できる環境づくりを行うとともに、体育協会など関係団体と連携し、スポーツイベントの充実を図ります。 また、指導者の確保・育成に努めるとともに、スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの活動を支援します。
競技スポーツの推進とスポーツ大会の誘致	町内スポーツ団体等が開催する大会への支援をはじめ、全国大会などへの出場選手の支援、成績優秀者の表彰、著名なスポーツ選手などによる講習会・講演会の開催などにより、競技スポーツの競技力の向上を図ります。 また、関係団体と連携して、大規模なスポーツ大会の誘致に取り組み、開催への協力・支援を行います。
スポーツ施設の維持・整備	各種スポーツ施設について適正な維持管理を図るとともに、関係団体と連携して、スポーツ施設の活用を進めます。 また、施設などに設置されたＡＥＤの適正な維持管理を図り、安全確保のため利用者への周知に努めます。
スポーツ合宿の誘致	スポーツ振興によりスポーツ合宿の誘致に向けて、一般社団法人 大紀町観光協会と連携し民泊等の宿泊施設を活用した合宿プランの提供など受け入れ態勢を検討します。

主要事業

- スポーツに親しむ環境づくり
- スポーツ少年団・スポーツ協会への補助事業
- 競技大会における成績優秀者の表彰・顕彰
- 大紀町シーサイドトレイル開催
- スポーツ振興のための協議・検討

関連する個別計画等

- 大紀町教育施策の大綱と教育理念

SDGsの視点



第5節 文化・芸術

〔施策担当：教育委員会事務局〕

目標とする姿

住民主体の文化・芸術活動が推進され、貴重な文化財の保存や活用が図られています。

地域の祭りや行事に参加することで、地域の歴史や伝統に触れて、理解を深め、継承して、後世に伝えることができ、誰もが愛着や誇りを持っている「まち」とします。

目標に向けた課題

- 少子高齢化に伴う活動の担い手不足への対策が必要。
- イベントの実施をコロナ禍前の状態で実施できるようにするとともに、祭りや風習について、若い世代にも興味を持ってもらう施策が必要。
- 歴史や文化、祭りや風習など大紀町の財産を次世代につなげるため、主に児童生徒や町民全体に向け、地域の歴史や伝統に触れる機会の創出が必要。

施策展開

文化・芸術活動の推進	文化・芸術団体の創作活動への支援を図るとともに、成果発表の機会を提供するなど文化・芸術活動の活性化を促進します。 また、優れた文化・芸術に触れるため、演奏会、演芸会、美術展、講演会などの企画・開催に努めます。
世界遺産熊野古道の保存と継承	地域住民や地元企業などと連携した、世界遺産熊野古道の保存と継承に努めるとともに、児童生徒や住民の世界遺産熊野古道に対する理解を深めます。 また、古道周辺の危険箇所の整備など古道の維持・保全に努めます。
文化財の保存と活用	文化財調査委員会及び民間団体等と連携し、文化財などの適切な保存に努めるとともに、本町に関係する歴史資料や文化財の収集・調査研究に努めます。 また、郷土学習や企画展の開催など文化財の活用を図ります。 さらに、地域における伝統芸能や伝統行事などへの支援を行います。
地域の祭りや風習の継承	SNS等のデジタルツールを活用し、特に若い世代に対し積極的に情報発信を行い、地域の祭りや風習を知る・触れる機会を創るための仕組みづくりの検討を行います。

主要事業

- 町指定文化財保護補助事業
- 文化団体補助事業

SDGsの視点



第5章 基本目標5 人の活力を生む産業のまち

第1節 農業

[施策担当：農林課]

目標とする姿

安全・安心・新鮮な農畜産物を安定して提供する魅力ある農業の実現に向けた取組が積極的に進められています。地産地消の推進や情報発信力が高まり、ブランド力など地域特性が生かされた農業が盛んな「まち」とします。

目標に向けた課題

- 近年の農業においては、高齢化と人手不足により耕作減や耕作放棄地が増加しており、農地中間管理機構等を利用し解消していく必要がある。
- 農業用水路の未整備箇所が多く残っている。また、老朽化した施設の維持・補修に多大な経費及び農家の負担がかかっていることから、順次、施設の整備・改修・補修を行っていく必要がある。
- 高齢者の中には長年の経験により培ってきた技術を持つ名人や匠がたくさんおり、この技術を受け継ぐための後継者不足の解消が必要。

施策展開

農業生産基盤の強化	農地中間管理事業を活用した中核的農業者の経営の拡大、農地集積を奨励するとともに、農業改良普及センターなどと連携し、営農技術の指導や研修会への参加を促し、農業経営の改善を図り育成に努めます。 また、農地の持つ生産機能と公益性を十分に活用できるよう農業振興地域整備計画などの見直しに基づき、高収益農業に向けた優良農地の保全と農業生産基盤整備に努めます。
後継者・担い手の育成	農業後継者や新規就農者の技術習得などへの支援を行うとともに、安定した経営に向けた各制度の有効利用の指導に努めます。 また、就農希望者や研修生の受け入れ体制の整備など後継者・担い手の育成支援などを展開します。
耕作放棄地対策の推進	耕作放棄地の発生を抑制するとともに、既存の耕作放棄地については、利用意向調査に基づく利用区分を行い農地中間管理機構等も積極的に利用し、農地の活用を図ります。

畜産技術の継承	畜産については、松阪牛の生産のため素牛導入時に係る費用の一部を補助し、肥育農家の経営をサポートすることにより、肥育農家の活性化に繋げ、後継者の育成及び増加と技術の伝承を促進します。
農産物の特産品開発	農産物の特産品や商品の開発、6次産業化の確立を支援します。また、農業産品を利用した特産品の加工施設の整備や開発支援により、高付加価値化と農業所得の向上並びに雇用の確保を図ります。
安全・安心への取組	「みえの安心食材」や「GAP 認証制度」の普及促進とともに、化学農薬・化学肥料の使用削減による環境負荷の低減を促進します。 また、地域の農産物を直売するなど地産地消を推進します。
有害鳥獣対策の推進	防護柵設置や駆除などへの助成など、地域と連携した有害鳥獣対策の推進を図るとともに、農業改良普及センターと連携した被害防止研修などを実施します。 また、大紀町猟友会の協力により害獣の追い払いや捕獲などを行います。

主要事業

- 大紀町耕作放棄地再生事業支援金
- 大紀町農地管理事業支援金
- 農業基盤整備事業
- 松阪牛導入支援事業
- 防護柵設置や有害駆除等への助成

関連する個別計画

- 大紀町鳥獣被害防止計画

SDGsの視点



第2節 林業

【施策担当：農林課】

目標とする姿

森林の持つ多様な機能を保全するとともに、森林の有効活用に向けた整備が進められています。計画的に整備された森林があり、災害に強く安心して生活が営めて、身近に自然と触れあえる里山がある「**まち**」とします。

目標に向けた課題

- 森林面積が多く急峻な地形が多いため、施業困難地の森林整備及び所有者不明の森林整備が必要。
- 少子高齢化による林業従事者が不足しているため、若い世代への専門的技術の継承と人材不足の解消が必要。
- ICT技術の活用やスマート林業機器の導入などにより、施業の効率化が必要。
- 稼げる林業へシフトするため、施業の効率化や地元材のブランド化、販路の拡大などが必要。
- 里山の保全のため、危険木・溪流倒木の撤去が継続的に必要。

施策展開

森林整備の推進	森林組合をはじめ、林業事業体、森林所有者と連携し、長期的な施業体系のもとに育林を積極的に実施するとともに、造林作業の省力化と作業員の安全確保を目的としたスマート林業を推進します。また、低コスト造林、広葉樹林の整備及び獣害対策を推進します。 さらに、森林の公益的機能の維持増進を図るため、荒廃山林の増加を抑制するとともに、保安林の指定を促し、災害の未然防止の観点から、治山事業を推進します。
林業経営基盤の整備	林道などの新設や既存林道の維持・管理を図るとともに、山林境界の明確化と森林GISを活用した森林管理の効率化に努めます。 また、森林組合を中心として育林技術の改良や小規模所有者などの集約化を進め、効率的な施業体制の確立を図ります。 さらに、森林の施業や作業路網整備、木材の販売など総合的に提案し、森林管理ができる人材の育成に努めます。

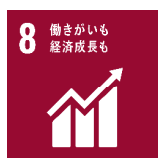
主要事業

- 森林環境譲与税事業
- みえ森と緑の県民税事業
- 森林総研分収林造林事業
- 森林環境保全直接支援事業
- 林道整備事業

関連する個別計画

- 大紀町森林整備計画

SDGsの視点



第3節 水産業

[施策担当：水産課・商工観光課]

目標とする姿

漁業収入向上のため漁業者による魚価向上に向けた6次産業化の取組により地域水産物の付加価値化が進められています。また、海と川において、県内外から多くの遊漁者が訪れる、漁業と観光との連携が図られた、活気のある水産業の「まち」とします。

目標に向けた課題

- 海岸環境施設の維持管理や施設改修による安全性の確保が必要。
- 地元魚介類を使った商品開発、積極的な販路拡大や消費拡大の取組が必要。
- 高齢化による漁業者減少の対策と新規漁業就労者に対する充実した支援策が必要。

施策展開

水産資源の確保	適切な漁場の管理と漁業種ごとの資源管理に関する取組や、つきいそ漁業により整備された増殖場・漁礁を活用した種苗放流による漁獲の安定化を図ります。 また、三重県内の魚類養殖業者で構成される三重県海水養魚協議会及び県漁連と連携を強化して、魚価や品質に優れた魚を生産し、ブランド力の向上を図ります。
所得向上に向けた施策の展開	関係機関との連携により、漁獲物の付加価値の向上策と、直売など流通ルートの見直しなど、産地魚価の安定と消費拡大を進めます。 また、施設・設備の老朽化に対応した整備や漁業の近代化と経営の合理化の支援を図ります。
担い手の育成・組織の強化	特定地域づくり事業協同組合制度を活用して、地域内の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、U・I・Jターンの受け皿にすると同時に地域の担い手の確保を図ります。 また、三重外湾漁業協同組合の経営基盤の強化、組合組織の充実を支援します。
水産加工業の振興	漁業者による6次産業化の取組や、魚類養殖事業者と三重漁連との連携による水産物のブランド化、加工品の高付加価値化・販路拡大など流通加工体制の強化に対し支援します。
漁港などの整備	適切な漁港環境施設の整備を進めるため、漁港管理者の三重県と連携し、施設の長寿命化を図るとともに、新鮮で安全な水産物を届ける産地市場を目指す取組を進めます。

漁業と観光の連携

海と川を観光資源とし、都市住民との交流促進に向けた施設の整備や、民泊等を活用した受け入れ体制を検討します。

また、豊かな自然環境や漁村特有の地域資源を活かした海業の振興にも取り組み、漁業体験等による交流、特産品開発、遊漁船との連携等、水産業の活性化に観光的な要素を取り込み連携することで水産業が抱える課題解決に取り組めます。

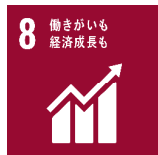
主要事業

- 漁業活性化対策事業
- 県単沿岸漁場整備事業
- 水産物特産品開発事業
- 大紀町ブランド認定事業
- 農林漁業体験民泊支援事業
- ぶりまつりへの支援
- 特定地域づくり事業

関連する個別計画等

- 浜の活力再生プラン（第2期）

SDGsの視点



第4節 商工業

【施策担当：商工観光課・農林課・水産課】

目標とする姿

町の特産品の創出や情報発信などにより、観光と連携した販売力や競争力が向上し、その相乗効果として、にぎわいと活気を生み出す「まち」とします。

既存企業の活性化や新たな産業開発などの促進が、地域活力の向上と雇用の場の確保を生み出す元気な「まち」とします。

目標に向けた課題

- 地場産品の知名度向上のため、効果的な情報発信が必要。
- ふるさと納税返礼品として、農産物や加工品等を掘り起こしていく必要がある。
- 地域商店や企業の活性化につながる施策が必要。
- 雇用創出と地域活性化のため、戦略的な企業誘致活動の検討が必要。

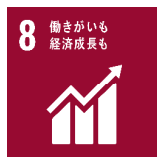
施策展開

地場産業の振興	農林水産業と連携した特産品の開発・販売を促進するとともに、SNS等を活用したPRの強化などに取り組み、大紀ブランド認定事業による商品開発の促進と販路の拡大を図ります。 また、地場産業に関連する振興を図るため、関連施策について調査・検討を行うとともに、研修会などを開催し、人材の育成と技術指導を図ります。 引き続き、ふるさと納税の返礼品により地場産品の知名度の向上を図ります。
経営体制強化への支援	大紀町商工会などと連携し、消費者ニーズに対応できる商品のリサーチ、経営管理など経営技術の向上や町内消費拡大に向けた仕組みを検討します。 また、各分野の既存企業への新技術導入などの支援に努め、経営の安定化を促進します。
新規企業の立地促進	新たな企業の誘致を進めるため、メリットをより多く付与するなど、立地しやすい環境づくりに努めます。 また、関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地促進・支援に努めます。

主要事業

- 大紀ブランド認定事業
- 農山漁村交付金地域活性化事業
- 特産品販路拡大、新商品開発事業
- 漁業活性化対策事業

SDGsの視点



大紀町の食材を使った限定メニュー

第5節 観光

【施策担当：商工観光課】

目標とする姿

住んでいる人も訪れる人も快適で楽しい時間が流れており、町内外ともに知名度の高い「まち」とします。

また、豊かな自然資源・農林水産業・農山漁村の生活文化・地域産業を活かした観光を推進します。

目標に向けた課題

- 町営観光施設の利活用について再検討する必要がある。
- 自然体験プログラムの充実や、民泊等、町内宿泊施設やキャンプ場、地域団体との連携強化が必要。
- 町内外に向け本町の観光名所を知ってもらうための情報発信が必要。
- 大紀町観光協会の役割を明確化し、観光資源を有効活用するための計画策定が必要。
- 瀧原宮周辺の観光振興についての検討が必要。
- 地域イベントや行事を復活させることが必要。
- 農山漁村である本町の特色と魅力を活かすための人材の育成が必要。

施策展開

観光振興体制の強化	観光協会などと連携し、多様化する観光客のニーズに対応した町の観光振興についての基本方針などを検討し、豊かな地域資源を活用した体験型集客交流を進めることにより、農山漁村振興を観光振興と位置づけ、魅力ある集客交流圏の形成を図ります。 また、SNS等を活用した情報発信による観光振興、事業者の支援などによる産業振興に取り組みます。
世界遺産熊野古道を活用した観光・交流の促進	令和6年に世界遺産登録 20 周年を迎える熊野古道を現代の巡礼の道として「歩き旅」を象徴的なイメージとしながら、様々な目的で多くの人々が訪れ、それが地域の活力となるような取組に努めます。 また、熊野古道を世界に誇る財産として保全し、次世代へつなげるために、持続可能な保全体制を構築していきます。
農山漁村の観光地としての魅力の向上	海、山、川の豊かな地域資源を活用した自然体験や地場産品の加工体験など、本町ならではの様々な体験メニューの充実を図り、四季を通じて楽しめる体験型集客交流の推進を図るとともに、民宿・旅館、キャンプ場などへの宿泊客の誘致に努めます。

情報発信の強化	観光協会と連携し、積極的な観光PR活動を推進するとともに、SNSやホームページ等を活用した観光名所への誘導や宿泊施設の紹介など情報発信に努めます。 また、関係機関や隣接市町と連携して広域的観光ルートの確立と情報発信を図ります。
各種イベントの充実	観光コーディネーターなどの起用を検討し、自然体験型観光イベントや体験研修の充実を図ります。 また、農林水産業と連携した産業体験イベントの充実を図るとともに、大紀町ふれあいまつりをはじめとする地域イベントや伝統芸能などの行事を支援します。

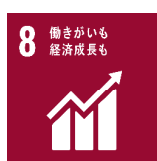
主要事業

- 農林漁業体験民泊等宿泊事業者支援事業
- 三重県子ども農山漁村ふるさと体験事業
- グリーンツーリズム促進事業
- インバウンド促進事業
- 三重まるごと自然体験事業
- 大紀ブランド認定事業
- 都市・農山漁村地域連携による子供農産漁村交流推進支援事業

関連する個別計画

- 第一次大紀町観光振興計画

SDGsの視点



第6節 雇用・就労

【施策担当：総務企画課・商工観光課】

目標とする姿

様々なニーズにあった働き方ができる環境整備を進め、一人ひとりが健康でやりがいのある雇用の場を確保し、ワークライフインテグレーションを実現した暮らしのできる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 若者が地元で働ける雇用の場を創出することが必要。
- 労働条件の向上促進など働きやすい環境づくりを促進することが必要。
- 新たな企業の誘致を推進するため、企業が求める条件を調査し、立地しやすい環境作りが必要。
- 高齢者、女性、障がい者の雇用機会の確保が必要。

施策展開

若者の雇用の場の確保	若者の定住化を図るために、ハローワークなどの関係機関と連携し、魅力ある職場環境の整備促進や若者が地元で働ける雇用の場を確保し、新しい発想と感性を備えた新規事業者の育成を図ります。 また、都市部からの定住・移住を促進するため、農林水産業の就業体験や移住相談の実施による農林水産業への就業PRとともに、企業誘致や地場産業とリンクさせた産業の掘り起こしや育成を図ります。
雇用の促進と働きやすい環境づくり	ハローワークなどの関係機関と連携して、高齢者、女性、障がい者が年齢や適正、能力に応じた雇用機会の確保に向けた取組を進めます。 また、事業者が雇用しやすいような環境づくりを進めるため、労働条件の向上やワークライフインテグレーションの実現に向けた事業所への支援を行います。 さらに、関係機関、事業者などと連携し、外国人を含め労働者が地域で働きやすい多様な生活環境の充実を促進し、雇用の確保を図ります。
起業・創業支援と企業誘致などの推進	町内で起業を希望する方に対する起業・創業支援について検討するとともに、企業誘致による雇用の場の確保に努めます。 また、新型コロナウイルスの影響により普及が進んだテレワーク等を活用したワーケーションなどの誘致対策の検討を行います。

主要事業

- 三重県移住・就業マッチング支援事業
- 移住定住促進事業
- 地域おこし協力隊推進事業
- 都市圏での移住相談会の開催
- 特定地域づくり事業
- 新規就農者支援事業

関連する個別計画等

- 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域再生計画

SDGsの視点



就業体験

第6章 基本目標6 みんなで創る参画と協働のまち

第1節 協働のまちづくり

[施策担当：総務企画課・教育委員会事務局]

目標とする姿

住民・地域・事業者などと行政がそれぞれの役割と責任を果たし、得意とする能力や知恵を出し合い協力することで、地域社会が抱える課題を解決できる力を備えた「まち」とします。

目標に向けた課題

- あらゆる行政の取組に対し、住民が参画しやすい環境づくりが必要。
- ボランティア活動を継続し、地域の活性化に繋げるため、活動団体の育成及び運営に係る支援の充実が必要。
- 高齢化や人口の減少により、団体や組織の活動が困難になりつつあるため、活動の担い手不足の解消が必要。
- 各戸への配布物や回覧、アンケート調査や公共施設の予約などICTを活用した取組が必要。

施策展開

住民参画の充実	各種行政計画等の策定に際し、政策形成過程から住民が参画できる環境づくりを推進します。 また、文化行事やイベント、まつり等の企画・運営などへの住民の参画・協働を促進します。
広報・広聴活動、情報公開の充実	広報紙、ホームページ・SNSやCATVでの行政放送などを通じた行政情報発信の充実を図ります。 また、行政報告会の開催や各種アンケートの実施など広聴活動の充実を図ります。 さらに、適正な情報公開制度の運用を図り、情報公開の円滑な対応に努めます。
住民団体、ボランティアなどの育成・支援	多様な住民団体・ボランティア・NPOなど各種住民団体の自主的な活動を支援します。 また、ボランティア活動などに参加しやすい環境づくりやボランティアのマッチングを支援します。

主要事業

- ボランティア活動育成補助事業
- 婦人会補助事業
- デジタル田園都市国家構想交付金事業
- デジタル活用支援推進事業
- 高齢者スマートフォン教室

関連する個別計画等

- 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

SDGsの視点



ボランティア活動

第2節 コミュニティ活動

【施策担当：総務企画課】

目標とする姿

近所の顔が見える基礎的コミュニティを中心に、住民主体による地域の特性を生かした活動を行うことで地域の力が確保され、住民が地域への愛着と誇り、人と人とのつながりを実感できる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 地域社会を支えてきた自治会・組などの地域コミュニティの活動の低調化、役員等の担い手不足等により共同体としての機能が低下しており、地域の連帯感が希薄化しつつあるため、地域コミュニティ活動の活性化を図る取組が必要。
- 多様な人が参加したくなるような活動の場を提供し、新たな取組を進めることが必要。
- 地域の取組で活躍している団体や人材が活動しやすい仕組みづくりが必要。
- 地域活動での活躍を知ってもらうため、活動している団体や人材について積極的な情報発信が必要。

施策展開

コミュニティ意識の高揚	コミュニティの重要性、コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事やボランティア活動への参加を促進します。 また、コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を図ります。
地域活動の活性化支援	自主防災組織の育成や防犯・交通安全活動、見守り活動や子育て支援活動など様々な地域活動への支援の充実を図ります。 また、自治会活動への支援とともに、地域住民の活動拠点となる施設などの整備・支援を行います。

主要事業

- 地域イベント等支援事業
- ボランティア活動育成補助事業
- 集会所等整備・改修事業
- 防災の日避難訓練
- 子育て等支援事業

関連する個別計画

- 大紀町公共施設等総合管理計画
- 大紀町子ども・子育て支援事業計画

SDGsの視点

16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナシップで
目標を達成しよう



自主防災活動

第3節 人権・男女共同参画

【施策担当：総務企画課・住民課・教育委員会事務局】

目標とする姿

男女が互いに尊重し合い、意思決定を含む対等な社会参加が保障され、それぞれの個性と能力を平等に発揮することで、ともに仕事・家庭・地域活動にいきいきと参画している「まち」とします。

また、性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地や国籍などに関わらず、多様な価値観を認め合い、すべての人の基本的人権が尊重されている「まち」とします。

目標に向けた課題

- 継続的に学校での人権教育や町の行事など機会を捉えた啓発活動が必要。
- 様々な文化的背景や価値観を持った人たちが、ともに暮らす現代社会の変化に対応した啓発活動が必要。
- 制度上の男女共同参画ではなく、実際の場面において社会参画することができる社会形成への取組が必要。

施策展開

人権教育、人権啓発の推進	性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などに関わらず、多様な価値観を認め合うすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。 また、高齢化・情報化のほか、多様な人権課題など、社会状況の変化による新たな人権問題に対応するための啓発などを推進します。
男女共同参画の社会環境づくり	誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる男女共同参画社会の実現に向け、男女の間での意識の差や固定観念を解消する広報・啓発活動を行います。 また、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍、政策や方針の決定の場への男女参画を図るとともに、ワークライフインテグレーションなどの普及促進などを行います。 さらに、DVなど、あらゆる暴力の防止についての啓発を図ります。
人権相談体制の充実	人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員による相談とともに、弁護士などによる専門的な相談機会の充実と周知を図ります。 また、関係機関と連携し、虐待、様々なハラスメントの相談・支援体制の充実を図ります。

主要事業

- 大紀町人権施策基本方針に基づく、人権教育、人権啓発、相談事業
- 大紀町人権教育研究協議会事業
- 開かれた学校づくり推進事業

関連する個別計画等

- 人権が尊重される大紀町をつくる条例
- 「人権尊重の町」宣言
- 第2次男女共同参画基本計画
- 女性活躍推進法に基づく大紀町特定事業主行動計画

SDGsの視点



第4節 交流、移住・定住

[施策担当：総務企画課・商工観光課]

目標とする姿

幅広い住民の交流は地域の活性化や人材育成につながり、まちの魅力と価値観を高めることから、関係人口・交流人口の増加につながる選ばれる「まち」とします。

目標に向けた課題

- 移住希望者のニーズに合った情報の提供や、情報発信手段等に関する業務に対応できる体制づくりが必要。
- 本町に幾度となく赴いてもらうための魅力が発信できる仕組みづくりが必要。
- 交流人口の増加に対応できる受け皿や環境整備の推進が必要。
- さらに増加すると予想される空き家を有効活用するため、空き家の新たな利用方法等の検討が必要。
- 地元の人が学卒後、地元に残りたくなる魅力づくりや仕事などの受け皿等の環境整備が必要。

施策展開

国内外との多様な交流の推進	町外在住の本町出身者との交流などを通じて、本町の活性化を促進するための事業を推進します。 またA L Tによる外国語教育や外国語講座の充実を図り、国際的視野を持つ人材の育成、国際交流団体による国際交流活動を促進します。
定住・移住対策の推進	U I Jターン希望者への情報提供や相談窓口など総合的な支援体制を構築するとともに、空き家バンク制度を推進し、空き家の有効活用を図ります。 また、農林水産業での就業相談、就業体験の実施とともに、空き家を活用したお試し住宅などを新設し、就業体験など受け入れ体制の充実を検討します。 さらに、地域おこし協力隊などの人材確保を図ります。 加えて、二地域居住、ワーケーションの誘致に向けた対策を検討するとともに、教育機関との連携や誘致に取り組みます。
町の魅力を積極的に発信	本町の魅力を再確認するとともに、本町の魅力をSNSで積極的に発信することにより、交流人口の拡大や地域経済の活性化に向けた取組を推進します。 また、訪れた人々が本町の魅力に触れ、地域で活躍する住民と直接交流することにより、本町への移住に繋げていきます。

主要事業

- 南部地域活性化基金事業
- 空き家バンク制度
- 都市圏での移住相談会開催
- 三重県移住・就業マッチング支援事業

関連する個別計画等

- 第2期大紀町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 地域再生計画

SDGsの視点



移住相談会

第5節 行財政経営

【施策担当：総務企画課】

目標とする姿

急速に進展する人口減少から将来において町が行政サービスを提供するための経営資源が大きく制約されることを前提として、業務の徹底した見直しやDX化に努め、計画的で効率的な行財政運営を図ることにより、住民から信用・信頼された行政運営が行われている「まち」とします。

目標に向けた課題

- 住民の満足度を向上させるため、限られた経営資源を有効活用する効果的な行財政運営や、多様化する住民のニーズに応えられる人材の育成が必要。
- 社会保障関連経費や公共施設の維持管理経費の増加、施設の改修などにより、一般財源の不足や財政の硬直化への対応が必要。
- 起債事業を厳選し、交付税措置などを勘案した有利な地方債を活用することにより、効率的な公債管理の推進が必要。
- 地域資源を活用した地域経済の発展や、広域連携による一体となった経済成長に向けた取組が必要。
- 使われなくなった公共施設の再利用、有効活用を検討するとともに、防災・安全対策において取り壊しが必要な施設は解体・撤去等の検討が必要。

施策展開

行財政改革の推進	計画的・効率的な行財政経営に向け、経費全般についての見直しをはじめ、外部委託等による民間活力の活用、事務事業の見直し、事業の重点化・差別化など行財政改革を推進します。 また、将来の財政負担の軽減を図るため、公共施設の適切な維持管理を行います。
職員の能力向上	人材育成基本計画に基づく研修などにより、職員の資質向上を図ります。 また、職員の能力開発を図るため、人事評価制度の円滑な運用を図ります。

財源確保及び有効活用	受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上や維持管理コストの縮減などに努めます。 また、納税者の利便性の向上を図るため、オンライン決済等の利用を検討し、滞納防止や滞納整理を推進します。 さらに、町有財産の有効活用、ふるさと納税制度などによる自主財源の確保を促進させるとともに、国の経済対策等の動向を注視し、国・県の各種補助制度の有効活用を図ります。
広域行政の推進	住民ニーズに対応したサービスの提供の継続に向け、広域行政の点検のもと、広域行政の効率化を推進します。 また、既存の広域行政のほか、広域的な対応が効果的な施策・事業について、様々な分野で広域連携を検討します。

主要事業

- 行政改革の推進
- 事務事業の見直し
- 財政状況の分析と活用
- 公共施設の適切な維持管理
- 町有財産の有効活用
- 広域連合、一部事務組合などによる広域的な事業の実施

関連する個別計画等

- 大紀町財政書類の公表
- 大紀町固定資産台帳の公表
- 大紀町の給与・定員管理等についての公表
- 公共施設総合管理計画
- 大紀町指定管理者制度導入に係る方針

SDGsの視点



資料編

- 第1 総合計画策定の経過
- 第2 大紀町総合計画審議会条例
- 第3 総合計画審議会委員名簿
- 第4 用語解説

第1 総合計画策定の経過

1 大紀町総合計画審議会経過

年 月 日	事 項	内 容
令和5年12月22日	諮 問	・総合計画審議会会長に諮問書提出
令和5年12月22日	第1回総合計画審議会	・総合計画について ・総合計画審議会について ・総合計画基本構想（案）の審議
令和6年1月26日～ 令和6年2月8日	全町民	・パブリックコメント実施
令和6年2月15日	第2回総合計画審議会	・パブリックコメントの結果について ・総合計画基本計画（案）の審議
令和6年2月28日	答 申	・総合計画審議会会長より答申書の提出

2 諮問

大紀総第 849 号

大紀町総合計画審議会 会 長 様

大紀町総合計画基本計画について（諮問）

大紀町総合計画を策定するにあたり、大紀町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和5年12月22日

大紀町長 服 部 吉 人

3 答申

令和6年2月28日

大紀町長 服 部 吉 人 様

大紀町総合計画審議会
会 長 伊藤 重樹

答 申 書

令和5年12月22日付け、大紀総第849号で諮問のありました大紀町総合計画（案）について、慎重に審議した結果、概ね適当と認められるので答申します。
なお、計画の実施にあたっては、次のことに十分配慮されるよう要望します。

記

1. 計画の実行について

本計画のまちづくりの3つの基本的視点を踏まえた施策・事業の展開を図り、まちの将来像「光と水と緑が輝き 笑顔をつくるまち たいき」の実現を着実に進めていくことを要望します。

視点1 「「安全・安心」を基本に、豊かな自然と調和した快適なまちづくり」

生活の基盤の確保に向けて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震における各種の災害対応等を踏まえ、南海トラフ巨大地震の発生に対する備えを万全としていただくよう要望します。

視点2 「「次世代につなぐ」基盤を固め、持続可能なまちづくり」

人口減少、少子化対策を着実に進めるとともに、持続可能なまちへ向けて地場産業の活性化や働く場の創出、人づくりを推進するよう要望します。

視点3 「「みんなで創る」心の豊かさを実感できるまちづくり」

本町の大きな課題である人口減少に対し、人口減少をできる限り鈍化させるよう様々な施策を進めるとともに、町民と行政、企業等が手を取り合って協働を進め、心の豊かさが実感できるよう要望します。

2. 計画の周知について

本計画の方向性等については、町民の理解と情報の共有を図り、積極的な協働が進められるよう周知に努めていただくよう要望します。

3. 計画の進行管理

本計画の進行にあたっては、今後の国や県の動きについて正確でスピード感のある情報収集を図るとともに、施策・事業の評価・検証を通して、まちづくりへの思いが町民と行政において乖離しないよう努めていただき、活力のあるまちとなるよう要望します。

第2 大紀町総合計画審議会条例

○大紀町総合計画審議会条例

平成24年6月14日条例第10号

改正

令和3年3月25日条例第2号

大紀町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本町の総合計画に関し必要な調査及び審議をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大紀町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町の区域内の公共的団体等でその団体等の推薦を得た代表者
- (3) 町の議会議員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長の諮問にかかる総合計画が確定した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(資料の提出等)

第8条 審議会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日条例第2号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第3 総合計画審議会委員名簿

■大紀町総合計画審議会

(順不同 敬称略)

委員氏名	所属団体及び役職等	備考
伊藤 重樹	大紀町教育委員	会 長
北川 伸子	大紀町婦人会 会長	副会長
奥川 拓	大紀町商工会 会長	委 員
谷口 達也	大紀町消防団 団長	委 員
中村 政子	民生児童委員 会計監事	委 員
小倉 伸也	七保区長会 会長	委 員
上村 勇	滝原区長会 会長	委 員
小野 賢二	阿曾区長	委 員
西村 公伸	錦自治会 会長	委 員
山添 茂樹	柏崎連合町内会 会長	委 員
大西 哲二	大内山区長会 代表区長	委 員

第4 用語解説

あ行

■ICT教育

従来のアナログ形式で行っていた教育に、デジタルや IT テクノロジーを導入することにより、互いの利点を合わせてより良い教育を行う教育方法のこと。電子黒板やプロジェクターの導入やタブレットなどの電子通信機器などを活用して行う教育手法

■空き家バンク

空き家の賃貸又は売却を希望する人から申し込みを受けた物件の情報を空き家の利用を希望する人に紹介する制度

■アセットマネジメント

資産管理。資産の状況を的確に把握し、必要な更新と補修を適切に組み合わせて資産を維持管理する仕組み

■インフラ

インフラストラクチャーの略。日々の生活を支える基盤（下部構造）のこと。公共施設、ガス・水道、道路・線路、電話・電気など。

■インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本への訪日外国人旅行または訪日旅行という。

■Lアラート

Local alert。「災害情報共有システム」の登録商標名称であり、市町村が発信した災害時の避難指示など地域の安全・安心に関するきめ細かな情報をテレビやインターネットなどの事業者と共有し、かつ広く地域住民に迅速かつ効率的に提供することで、速やか避難の実現と災害の低減につなげるもの。総務省が普及・利活用を促進し、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営。

■温室効果ガス

地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といいます。温室効果ガスは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのこと。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

■革新的イノベーション

既存のものに新しい技術や生産体系を用いて新たなもの（価値）を生み出すこと。

■関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少や高齢化により、地域づくりの担い手が不足している地域においては、「関係人口」として地域外の人材に地域づくりの担い手になることが期待されている。

■企業的農業経営

農業経営を法人化することによって、人材の確保や器具等の購入融資など農業経営の安定や所得増を図ること。

■起債事業

主に自治体が道路や公共施設など将来にわたって長く利用するハードの整備を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達して行う事業。

■GAP 認証制度

GAP（Good Agricultural Practices）は、農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取組のことを指し、「良い農業の取組」や「農業生産工程管理」のことであり、農業者が実施するGAPの取組を第三者が審査し証明する民間の認証制度。

■グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村に出かけ、農家民宿などに滞在し、その地域の農林水産業や文化、自然を体験したり、地元の人々との交流をしながら楽しむ余暇活動のこと。日帰りのできる農林漁業体験や農林水産物直売所での地産地消の取組なども幅広く含む。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

さ行

■再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等で、エネルギー源として永続的に利用可能。石油や石炭等の化石エネルギーは含まれず、温室効果ガスを排出しない。

■自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー

■集落営農

集落を単位として、農業生産過程のすべて、または一部を共同で取り組むこと。

■Cバス Cタク Cチャリ

Cバスは無償のコミュニティバスの運行のこと。Cタクはマイナンバーカードを活用してタクシー運賃の半額を助成するもの。Cチャリは高齢者電動アシスト自転車購入補助金のこと。

■森林GIS

森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報をデジタル処理し、これまで個別に管理されていた図面や帳簿を一元管理するシステム

■「自助」「共助」「公助」

「自助」は一人ひとりが自ら取り組むこと、「共助」は地域や身近にいる人どうしが一緒に取り組むこと、「公助」は、国や地方公共団体などが取り組むこと。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

■除却

固定資産を取り壊したり、廃棄すること。

■情報セキュリティ

企業秘密や個人情報などの情報を守ったり、その情報を扱う情報システムを守ること。情報漏えいや不正アクセス、情報の改ざん、システムや業務の停止から守ること。

■自治体DX

デジタル技術によって地域住民のQOL向上に高付加価値なサービス提供に使うといった状況を生み出すこと。

■スマートシティ

デジタル技術を活用して、都市インフラ・施設や運營業務等を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市のこと。

■水資源のかん養

大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能。

■世界遺産

1972 年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約に基づき「世界遺産リスト」に記載された、「顕著な普遍的価値」をもつ建造物や遺跡、景観、自然のこと。

■成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代わりに行う制度

■ゼロカーボンシティ

環境省が推進する温室効果ガス削減に向けた取組の一つ。令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。

た行

■体験型農業

新規就農を考えている人が就業体験として参加するものや、旅先などでのレジャー・アクティビティとして行われるもの、子どもの食育を目的とした農業体験などのこと。

■体験型集客交流

体験型のイベントやプログラムにより人を集め交流を図ること。

■超スマート社会

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会のこと。（Society 5.0）

■地域包括ケアシステム

高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することで、高齢者等を継続的かつ包括的にケアするための仕組み。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域包括支援センター

高齢者の生活を支えるため、介護・保健福祉サービスや日常生活支援などの相談、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関

■TNR先行型 地域猫活動

猫問題のある地域で、まず先行して「さくらねこTNR」(Trap／捕獲し、Neuter／不妊手術を行い、さくら耳カットをして、Return／元の場所に戻す)を行うことで、さかり声・糞尿臭が激減し、さらに繁殖を防ぎ、猫問題を根本から解決する方法

■テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅を就業場所とする在宅勤務や、施設に依存しないモバイルワーク、サテライトオフィス等を就業場所とする施設利用型などがある。

■デジタル田園都市国家総合戦略

岸田政権の政策の柱の一つであるデジタル田園都市国家構想が目指す中長期的な方向性や重要業績評価指標、施策の内容、工程表を示したもの

■デジタルツール

紙文書や表計算ソフトなどで人手と時間をかけて行っていた業務を、システム上で行うことにより、業務効率化、売上拡大、コスト削減などを実現可能にするソフトウェアツールのこと。

な行

■認知症サポーター

認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う。

■農地中間管理機構

都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定している。農地バンクなどとも呼ばれている。

は行

■ハラスメント

人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指し、具体的には、属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。

■バリアフリー

高齢者、障がい者が生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的(文化・情報)、制度的、心理的(意識)な障壁などすべての障壁を除去すること。

■避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方のこと。

■光ファイバー網

透過率の高い石英ガラスや高性能プラスチックなどで構成される光の伝送路で作られたネットワークのこと。

■PDCAマネジメントサイクル

P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：評価）、A（Action：改善）のサイクルによる施策や事業などの進行管理を行うこと。

■扶助機能

生計への援助、助ける制度等の機能のこと。

■包括的支援体制

地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制。

ま行

■無線LAN

「Wi-Fi（ワイファイ）」とも呼ばれ、ケーブルをつなぐことなく無線でインターネットに接続できる方式のこと。

や行

■ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い・性別年齢の差違・障がい・能力の有無に関わらず、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）であり、バリアフリーを一步進めた考え方。

■U I Jターン

都市部の居住者が地方に移住する動き。Uターンは地方から都市部に移住した人が再び出身地に戻る。Iターンは都市部から地方に移住すること。Jターンは地方から都会部に移住した人が出身地に近い地方に移住すること。

■要配慮者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする方のこと。

ら行

■ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等。

■療育

障がいを持つ子どもが社会的に自立して生活できるよう、それぞれの状態に応じた支援を行って発達を促すこと。

■ループ化

環状にすること。

■ローリング方式

現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

■6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、生産物の価値を上げるために、生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人が、「仕事（ワーク）」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活（ライフ）」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

■ワークライフインテグレーション

仕事と私生活のどちらも人生の構成要素として尊重し、充実させることで相乗的に人生を豊かにしていくという考え方。

■ワーケーション

Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

■ A E D

自動体外式除細動器。致命的な不整脈を起こした患者に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻す機械。

■ A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや、問い合わせの自動応答などの業務での活用が期待されている。

■ A L T

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のことで、英語を母国語とする国から来た教師が日本の学校で英語教育を支援する制度。

■ C A T V

Communnity Antenna TeleVision の略。ケーブルテレビのこと。

■ D V

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力なども含まれる。

■ D X

デジタル・トランスフォーメーション。「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。

■ I C T

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関する技術の総称。

■ I o T

モノのインターネット（Internet of Things）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

■ N P O

Non-Profit-Organization の略で、「非営利団体」のこと。利益の追求を主目的とせず、様々な分野で公益的な活動を行う組織。

■ SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。最近では、社会や組織の広報としての利用も増えてきている。

■ Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）で、AI やロボットの力を借りて、我々人間がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会。

第3次大紀町総合計画

光と水と緑が輝き 笑顔をつくるまち たいき

令和6年3月制定

三重県大紀町

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1

T E L : 0598-86-2212 (総務企画課)

F A X : 0598-84-8568 : som@town.mie-taiki.lg.jp

W E B : <https://www.town.taiki.mie.jp/>

